

平成20年第2回  
利根町議会定例会会議録 第3号

平成20年6月10日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 3 号

平成20年6月10日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長(岩佐康三君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に質問を許します。

6番通告者、2番高木博文君。

[2番高木博文君登壇]

2番(高木博文君) 発言通告6番、2番の高木博文です。私は、大きくは2点、具体的には数点の質問を行います。時間の関係もありますので、答弁は既に同僚議員に対しお答えがあった部分については、その趣旨を述べカットされても結構ですが、全体としては簡潔にお願いをしたいと思います。

まず、第1の質問は、利根町総合振興計画基本構想に基づくまちづくりについてです。

3月議会において、利根町総合振興計画基本構想の見直しが承認され、既に町民にその周知がなされました。具体的な質問はこの基本構想の改正・見直しが今後の町の施策にどのように具体的に生かされるのかをお伺いしたいと思います。

特に、年齢別構成で少子化は一時的にストップがかかるが、さらに促進すること、このことに対する施策、生産年齢人口減少と老年人口の大幅増、また、利根町の唯一の産業というべき農業従事者の減少等について、どのように町として対処なされるのかお聞きをし

たいというぐあいだと思います。

また、この基本構想は、12年後の利根町を想定し、人口は変わらないが世帯数が10%増の6,800世帯を想定しております。これは、高齢世帯の激増を意味すると思われるので、これに対応したまちづくりが当然求められると思います。ここに対する具体的な町の施策をお聞きしたいと思います。

第2の質問は、利根町集中改革プランの追加の内容についてです。

既に利根町集中改革プラン追加版が全世帯に配布され、町民に大きなショックを与えています。その内容は、町の財政悪化を反映し、軒並み町民に負担増を強いるものとなっています。

既に20年度から国保税引き上げや後期高齢者医療制度の制定などが強行され、そして今回の追加版、この内容はそれに追い打ちをかけるもので、町民の生活を直撃するものとなっています。私は、新たに町民に負担増を強いるすべての項目に反対するものであります。具体的な質問は、町長は町民にこれらの負担増を求めるもとで、それに見合って町長自身及び町当局がいかに関心をされているのかを疑問に思っておりますので、その疑問を解明していただきたい、このように思います。

至近の例では、水戸地裁は、5月13日に鹿嶋市汚泥・し尿処理施設の建設の談合で首長が損害賠償を求めないことを、「違法に財産の管理を怠っている」と、首長の怠慢を断じる判決を出しました。

また、これに関連し、龍ヶ崎地方衛生組合発注の汚泥処理施設の談合も報道されています。これについては、衛生組合の全員協議会に組合管理者の考えとして損害賠償を請求することを決めたと伝えられておりますけれども、今日まで放置されてきたその責任は重いと云えます。

また、さきに龍ヶ崎地方塵芥処理組合の焼却炉の談合入札も公正取引委員会で認定されました。ここにおいても東京地裁で同趣旨の判決が出されています。首長の怠慢は組合管理者の一員である利根町長などにも当てはまると思いますが、町長自身、この間の努力についてお聞きをしたいと思います。

また、私は塵芥処理組合の議員の一人として、組合議会において契約条項に基づく違約金を請求するよう追求し、組合管理者は独占禁止法に基づき損害賠償を請求する、しかし、即裁判に訴えとなれば、その費用等も大きいので、現在進行中の裁判等の経過を見守りつつ適切な対応を図るとし、その後の裁判等の推移については、組合のホームページ、あるいは構成自治体を通じて住民に周知を図ると答弁していますが、その後はどうなっているのか、副管理者としての立場でぜひご答弁を願いたいと思います。

また、利根中学校の有効活用も書かれております。どのような都市計画マスタープランであるのか、具体的な内容についてお聞きをしたいと思います。

私は、有効活用は当然のこととして賛成しますが、場外馬券場施設としての活用でなく、

高齢化する利根町のスポーツ、レクリエーション、健康、介護、福祉、文化、交流、イベントの総合施設としての活用を望むものであります。これらについて、まず町長の考えを改めて伺いたいと思います。

特に、場外馬券売り場に限らず、3月議会後には利根中跡地利用について、住民に説明し、意見を聞くとしていましたけれども、今日まで具体的な動きは見られません。この理由も端的に伺いたいと思います。

一方、取手市民新聞や利根新報等において、NRSの動きと町長等の対応について、直接町長にインタビューしたものでどうか分かりませんが、町長の顔写真と同時にさまざまな報道がされております。住民や議会に対して誠実な対応をとらない中でこうした報道は適切でないと思いますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

また、用途地域の転用について、県と折衝している旨、報告が今までありましたけれども、現時点での到達点はどうなっているのか、これも簡潔にご説明いただきたいと思いません。

以上、1回目の質問といたします。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。それでは、高木議員の質問にお答えをいたします。

まず、簡潔ということでございますので、ちょっとはしょってしまうかも知れませんが、議員相当勉強なさっておられるようなので、十分ご理解いただけるものと思っております。

まず、総合振興計画基本構想に基づくまちづくりでございますけれども、議員も目を通したかと思うのですが、いろいろと利根町の目指す将来像、だれもが安心して豊かに生活できる元気なまちとして、四つの柱を設定してございますね。それは議員もご承知でございますので申し上げますけれども、その柱のもとで第3期基本計画を策定いたしまして、基本構想に示された大綱の実現のために必要な手段、施策を具体化して明らかにしたものでございまして、実施計画及び毎年度の予算時、さまざまな事業の検討を行っておりますが、それらの事業の基礎となるということで理解をしていただければと思います。

それから、年齢別構成についてでございますが、こういう言い方は失礼かも知れませんが、利根町ばかりでございませぬけれども、今、ご指摘のとおり、大変に出生率が大幅に低下しております。人口減少が始まっています。そういった中で、史上例を見ないような超高齢化社会のもとで、若者が将来に夢を描けない社会になりつつあるのではないかと感じておりまして、そういう中で若い者たちに夢を描く道筋を示すことも、また大切なことではないかと感じております。

それが何であるかということは、言い切れませんが、一つには、町が、地域が自主財源を確保できる、できていることが大きなかなめであるのではないかと考えておるところでございます。

今取り組んでいる人口減少への対応でございますけれども、議員もご承知のように、小学校に放課後や夏休みなどに児童を預かる児童クラブ、また、子育て相談や子育て支援センターを初めとした各種子育て支援事業、それから、就学前児童の医療費助成事業、これまでは茨城県でもおそらく相当早くからなされている利根町独自の事業かと思えます。また、緊急や一時的にお子さんを保育する緊急保育事業などが上げられるかと思えます。

また、図書館や公民館活動などを通じた生涯学習活動支援事業、それから、自家用車を運転することのできない方への交通手段を確保する乗合タクシー運行事業、首都圏通勤者への利便性の向上に向けた成田線の朝夕の増便をJR東日本の方へ要望するなど、若者に住んでいただけるような事業に取り組んでいるというところでございます。

今後は町のホームページなどを活用いたしまして、本町の自然環境の豊かさなども積極的にPRしながら、町外の人との交流を促進するための事業を検討していきたいと思っております。

次に、少子化でございますけれども、いろいろ数字を上げれば長いわけですが、この数字を申し上げますと大分時間がかかりますので、簡単に申し上げますけれども、平成18年度の団塊ジュニア時代の出生期ピークということもございまして、今現在1.32と出生が幾らか回復しているという状況かと思えます。このような状況の中で、本町の少子化でございますけれども、平成2年の国勢調査では4,448人、平成7年度の調査では3,004人、平成12年度では2,131人、また平成17年度では1,787人と年々大きく減少しておりまして、明らかに少子化が進行している状況でございます。

また、町の住民基本台帳の集計値から見ましても、本年5月現在でございますけれども1,760人ございまして、15歳未満の年少人口はやはり横ばい傾向にあると思われまします。

また、年少人口の割合を申しますと、これは茨城新聞にも出ましたけれども、茨城県で一番最低だと、1けた台に減少しておりまして、数字的に見ますと9.9%という数字になっているかと思えます。

こうした状況を踏まえまして、今後どのように取り組んでいけば当町の少子化問題に有効であるかということでございますけれども、とても難しい課題でございまして、即効性のある施策が見出せないのが現状でございます。現在、平成17年3月に策定いたしました利根町次世代育成支援対策行動計画に基づきまして、いろいろな事業を展開しているところでございます。

そういった中で主なものを申し上げますと、児童手当の支給、あるいは通常保育事業のほか延長保育の実施、利根町にある3園中の2園であります。次世代交流事業などを実施しておるところでございます。またさらに今年度からでございますが、一時預かりを入

所料に加え、全保育園で緊急一時保育を実施しているところでございます。

また、文間保育園においてですけれども、これは子育て支援センターを設置しております、育児相談や子育てのサービス状況を提供しているところでございます。

その他の事業として、今年度からでございますけれども、放課後児童クラブの退所時間の延長などに努めておるところでございます。

少子化の問題は、未婚化や晩婚化、そして夫婦の出生力低下にその要因があると考えられますけれども、その背景には子育てと仕事の両立の負担感の増大、子育てに対する精神的、肉体的負担感、教育費などの経済的負担、また結婚観など個人の価値観の変化などが考えられると思います。これは全国的に深刻な社会問題であると認識しておるところでございます。

今後につきましては、今申し上げました次世代育成支援対策行動計画の前期計画の見直しなどをいたしまして、今後後期5カ年計画に反映して、その対応に努めたいと考えている次第でございます。

次に、農業従事者の減少についてでございますけれども、これにつきましても、町といたしましては、将来性のある農業を定着させ、所得向上を図るため、農業法人化への推進、また水稲一本化の農地から野菜などの作物が作れる農地に転換できる耕地整理事業の推進、また、地元農産物を地元で消費する地産地消など流通改革を、農協あるいは商工会とともに推進しているところでございます。

また、担い手の育成、認定農業者の確保や営農組織の拡充にも力を入れておるところでございます。また、収益性の上がる農業が確立されれば、農業者もふえていくものと期待をしているところでございます。

次に、高齢者の世帯と町の施策でございますけれども、平成20年5月1日現在65歳以上の方4,295人で、高齢化率は23.8%、世帯数が6,473世帯でございます。平成32年度の世帯数を6,800世帯と想定しておりますので、世帯の増加率につきましては5.1%の増となるかと思えます。

一方、高齢化率につきましては、昭和60年が8.1%、平成2年が9.7%、平成7年が11.9%、平成12年が15.3%、本年5月が23.8%とだんだんと急激に上昇しているところでございます。

今後ますます高齢化が進むことが予想される中で、高齢者の方々が毎日生き生きと、また、はつらつと暮らすことのできる環境づくりの指針といたしまして、現在、第3期の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして、各種の福祉施策を進めているところでございます。

具体的な施策といたしましては、介護予防についてでございますけれども、フリフリグッパ体操、あるいはまたシルバーリハビリ体操など、住民の取り組みの輪の中でこれまで育ってきました施策を、今後もさらに推進してまいりたいと考えております。

また、本年4月から厚生労働省により実施が義務づけられました特定健診によりまして、メタボリックシンドロームの方を対象に生活指導を行いまして、生活習慣病の予防、改善、予後に努めてまいりたいと思います。

一方、生きがいづくりの観点から申し上げますと、老人クラブ、ふれあい学習バンク、シルバー人材センター、公民館講座などなど各種事業に幅広くかかわりながら、高齢者となっても活躍のできる場所や機会をふやし、高齢者の方々の社会参加を求めるとともに、これからさまざまな事業を考えるながら安心して暮らせる人にやさしいまちづくり、介護保険を必要とせず豊かな人生を送るまちを目指して、高齢化に対処した施策をさらに進めていきたいと考えております。

いろいろと申し上げましたけれども、これら事業を含めたさらなる公共サービスを提供する上で必要なことは、やはり自主財源の確保が大事でありまして、その上で私は自主立法権の確立が何よりも大事であると思っております。

次に、汚泥処理施設の談合についてでございますが、議員のお話の中にもございましたように、龍ヶ崎地方衛生組合におきましては、鹿嶋市の判決理由書の中で、水戸地方裁判所の判断として、大阪地検の捜査過程における受注調整担当者の供述調書を事実認定していることを踏まえまして、平成15年10月17日に行った当契約であるJFEエンジニアリング株式会社に損害賠償をすることに、6月2日に開催した管理者会で決定をしたところでございます。

なお、損害賠償金につきましては、組合事務局と構成市町村で十分協議を重ね、弁護士 の指導を受けながら管理者会議等で決定をすることになっております。

また、塵芥処理組合の焼却炉の談合入札ということでございますけれども、これにつきましては、平成19年6月の広報とねにおきまして、内容についてお知らせしたところでございますが、現在、公正取引委員会ではプラントメーカーによる入札談合事件について、認定する審決を出しております。これに対してプラントメーカー側は、談合の事実を否認するとともに、審決の取り消しを求めて高裁で係争中でございます。龍ヶ崎地方塵芥処理組合におきましては、係争中の現時点において損害賠償をした場合、民法による手続は裁判において、談合及び不正価格形成の事実立証に多くの困難が予想されること。また、多大な裁判費用がかかることなど大きなリスクを伴うと考えてございます。したがって、係争中である裁判の確定を待って、独占禁止法に基づく損害賠償金を請求することが最も合理的な方法と今、管理者会議で判断をしているところでございます。

次に、利根中学校の利活用の具体的な内容といたしまして、高齢化に対する利根町のスポーツ、健康、介護、福祉、交流、イベントなどの総合施設として活用を望むがその考えはあるかということでございますが、ご質問の複合施設として施設を改修するには、施設整備のための経費また維持運営していくための経費も必要になります。集中改革プランにも掲げてありますとおり、社会情勢や行政需要などに柔軟に対応することが必要でありま

す。また、事業を廃止したり見直しすることで、民間委託したり、民間にできることは民間にさせていただくことも必要ではないかと考えております。

スポーツ、健康づくり及び福祉などの施策については、現在の施設を活用していただくもので補えるものと考えております。しかし、本町が複合施設を運営するのではなく、民間事業が旧利根中学校跡地を有効利用していくということで、本町の活性化や自主財源の確保のための効果が見込めるものであればご指摘のとおりであると理解しております。

再三きのうから申し上げておりますけれども、その前にまず行政としてしなければならないことがあります。それはやはり土地が有効に利用できるように、利活用できるようにすることがまず先決だと思っております。

それから、追加版の件について、町長自身が努力されているのかという点でございますけれども、これまでもいろいろ行政改革を断行して、歳出の内容を精査しながら削減を図ってきたところでございまして、それらがまだご理解いただけないというのは大変残念であります。これ以上公共サービスを後退させるわけにはいきませんので、サービスを厚く受けている人、またそうでない人もいますから、サービスを厚く受けている人は、受けていない人よりも負担をしていただくことを今回しようとするものでございます。財源が枯渇したらでなくて、枯渇する前に住民の皆様方にご理解をいただこうとするものでございます。

また、住民の負担増に頼るだけでなく、将来の町の財源のあり方をも考慮して土地利用、先ほどから申し上げているように、用途変更を行いまして事業者を呼び込んで自主財源の確保を図るべく現在努力しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） 2回目の質問を行います。

町長は、今までも町の計画等と施策との整合性を追求してきたと具体例を挙げて答弁されました。私はそのことを否定するものではありませんけれども、しかし、必ずしもその対応で十分とは思っていません。基本構想が示した人口の想定、これは私は一応妥当だと思います。大きく高齢化が進むという、この事実を踏まえるならば、やはり基本構想の見直しのこの時期に5年後、10年後を見据えた施策に着手する、そのことが必要ではないかと思えます。日本全体が少子高齢化で労働力人口は大きく減少する、利根町は町長の答弁でもありましたように、現時点でも少子化は茨城県でトップです。そして、高齢化率もまたかなり高いものがありますし、今後12年後を想定した場合、大変な状況がくると。安全・安心、住みやすい魅力あるまちづくりの施策に早急に着手し、何よりも人口減少に歯どめをかけなければならないと思えます。

利根町は交通アクセスの悪さに加えて、工場誘致にも水や電力事情で困難があると聞いております。考えられるのは、農業を重視しながら住宅地としての発展を目指す、そ



うことではないのかと思います。

30年前、この利根町に居を構えた人たちの思いは何であったのか、そしてリタイアして老後を過ごすこの利根町に何が一番求められているのか、今こそ行政当局、議会、住民が一体となって魅力あるまちづくりを考えなければならないのではないかと思います。出生率のお話もありましたけれども、何よりも今利根町は働き盛りの方々が出て行ったり、あるいは帰ってくるのを躊躇して、そのもとでは出生率は若干上向いても、子供はふえないということであります。

この利根町が子育てにとって非常にいい町である。子供たちの健全な育成のために非常に魅力のある施設や生活環境がある。また働き盛りの人たちの疲れをいやすための生活環境、老後に直面した人たちの趣味や生きがいを発揮できる環境、だれしものが元気で長生きしたいと思っていますので、そのことを大事にした環境づくり、この基本構想の見直しという節目の時期において、今後の利根町をどのようにしようとしているのかを、今、改めて考えるべきかと思います。集中改革プラン追加版で財政難を理由に町長に新たな負担を強いる町長の姿勢が明確になりました。そして町長は、1,000円でも2,000円でも収入が欲しいんだと、そのために私は一生懸命努力しておるということを述べられております。したがって、私は、その立場に立って町長の努力を先ほど質問したわけです。

塵芥処理組合、衛生組合、それぞれ町長は管理者の一員として入っていると思います。個々においては構成する自治体の財政難等を反映し、さまざま努力はされておりますけれども、一歩も二歩も踏み込んだ利根町の財政事情を踏まえた奮闘が、まず必要だろうと思います。

先ほどお話のあった衛生処理組合の分については、1割の違約金とすれば約1億9,000万円、これは構成する自治体に、本来ならば帰ってくるべきお金であります。そして、塵芥処理組合の建設費用は136億円だったと思います。これの1割ということになれば13億6,000万円、約14億円です。そして塵芥処理組合の予算を見ますと、この建設にかかわる公債費の負担は利根町は2割ということになっております。もしこれが実現したとするならば、2億8,000万円、利根町の負担が少なくなるはずであります。また、去年からことしにかけても関係する自治体の財政事情を判断し、予算等についても三、四千万円減額するような動きもあります。

私はまず町長は、こういう自分がかかる場において、利根町の財政を反映した形でいかに努力をいただくのか、これを今まで以上にぜひ頑張ってもらいたいというのが1点です。

それと同時に、この町においても町の財産を適切に、本当に管理しているのかどうか、この点で質問をしたいと思います。

これは、関係組合の請求すべき違約金等を請求していないということにおける首長の怠慢と共通するものでありますけれども、私の手元には利根町が公有財産使用を民間に行っているその一つの例として、利根ニュータウンの中にある駐車場を例に挙げたいと思いま

す。これは公有財産使用貸借契約書というものを当時の町長と、そして、借り受け人としての何人かの方等の名前が入っておりますが、利根ニュータウンにある駐車場、これはもちろん買い物に来られる方の駐車場という面を持ちながら、周辺の住民が月極めの駐車場として利用しているという、そういうところであります。町有地1,551平米で貸借契約を結んでおります。これ、無償で貸しているわけであります。

私は現地を見てみました。ショッピングセンターに来る人たちのための駐車場は別にして、月極めの契約の部分で35区画、そして管理しているホームアートの関係者に問い合わせをしましたならば、月4,000円で借りている。そして、区画は全部埋まっている、待ちが生じている状況にあると。

これを金額に置きかえますと月額で14万円、年間で168万円の収入があるはずですが、もちろんこれをつくるとき、契約するとき、そのときの事情があったと思いますし、今までのあれこれを言うつもりはありませんし、この契約は来年の3月31日までとなっておりますので、私はその後のことについて、あえて発言するものでありますけれども、こうした部分については住民にこれだけの負担を求める、あるいは1,000円でも2,000円でも欲しいということであるならば、こういう町の財産の適切な管理のその視点において、町長あるいは町当局努力すべきではないかという具合に思います。応分の負担を求めていくと、管理する上で最小限のそういう部分については配慮する必要があると思いますけれども、丸々そこに渡しっ放しというのは、町民にこれだけ負担を求めるということであれば妥当ではないのではないかと思います。ほかにこうした事例ではないかどうか、ぜひ詳細とは言いませんけれども、思いつくところでそういう事例があるならば、お示しいたきたい。

また、もう一つの事例としては、国保の診療所に併設されている訪問看護ステーションひまわり利根サテライト、これは取手医師会が運営、経営しているものでありますけれども、ここにおいても水道とか電気とか、そういう費用は利根町の方で負担をしている。もちろんメーターが一つで分離されていないので、そういうことになっているのかもしれませんが、誘致する当時と今とは非常に町の財政事情も変わってきております。そのことを踏まえるならば、ちゃんと町の財産を適切に管理していく。その立場から取手医師会とお話をすべき時期に来ているのではないかと、このように思うわけであります。今後どうするのか、明確にお聞きをしたい。

こうした事実を踏まえるとするならば、住民に負担を強いる以前に、町や町長の努力にはまだ不十分さが残されているというぐあいに思います。

それと、先ほどの利根中の跡地問題について、私はこの基本計画構想の見直しとこの問題とドッキングすべきという視点で質問を行ったところであります。現在でも利根町は国保財政で20億円、そして介護保険財政で10億円、後期高齢者の医療費は一応予算上は2億数千万円ということになっておりますけれども、これ以外に県、国あるいは現役世代の負担モロモロ考えれば、実質10億円ぐらいはここで使われていると。こういう40億円の高齢

者等を中心としての医療福祉介護、これを考えてみた場合、元気で長生きする住民、町民をどうつくるのか、これが今一番町に課せられた課題ではないかと思います。

町の持ち出しがどうなるか、あるいは住民の懐から出ていくものがどうなるか、この違いはありますけれども、元気で長生きするまちづくりにおいて、こういう負担をいかに減らしていくのか、せつかく基本構想の見直しをするならば、早くこういう課題に対してどう適切に対応していくのか考えるべきだと思います。特に高齢化世帯がふえていくということになれば、スーパー中心の買い物はなかなか難しくなります。地元商店街がそういう高齢化世帯との関係で連絡をとりながら配達をするとか、あるいはこの町における地産地消の観点をもっともっと進めて、そこに地元の農産物等を使っていくということに結びつけるならば、農業の向上等、また住民の利便さがドッキングしてくるのではないかと思います。

特に高齢化世帯が物すごくふえてくるということになれば、こうしたご家庭の配食サービス、これも現在社協を中心に年間22回ですが、非常に少ない数であります。もっともっとこれもふやしていかなければ、その人たちの生活の状況を把握することもできませんし、また、直接お助けするわけにもいかない。もうちょっとこういう部分についても考えなければならぬと思いますし、また、学童保育ほかいろいろやれているのは知っておりますけれども、そこにおける施設についても、本当に夏場クーラー等がちゃんと設置されているのかどうか、あるいはそれを直接町が用意することができなければ、住民に協力を求めて中古のクーラー等でも、そういったところで使っていきようなさまざまな問題など、今、町を挙げて知恵を出してやっていく必要があるかと思います。

利根町はこの健康づくり利根21とか、あるいは第4次利根町総合振興計画、これは2期だから大体十四、五年につくったものです。大変いいことを書いております。しかし、なかなか施策はそれに追いついていない。ここにご参加の課長さん方のその関係の討議には加わってきたと思うのです。私はそういうことで、ぜひこの討議に加わってお互い意見を出し合った、その立場を、今皆さん方が担当されている職務を通じてどう発揮していくのか、これが求められているのではないかと思います。

龍ヶ崎市との合併がスムーズにいかない中で、いきおい町や職員に対する住民の視線は強く注がれております。やはり、今、利根町に働く職員の皆さんが、自分の直接の仕事を超えて今後の利根町をどうするのかという視点できっちりと知恵を出し合って、町長を助けてまちづくりをすべきではないかというぐあいに考えます。これらについて、町長としてのお考えを2回目の質問としてお聞きをしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、高木議員の質問にお答えいたします。

利根町は農業を基幹産業としておりますので、農業に従事するというお言葉を聞いて大

変うれしく思っております。それと同時に、農業を力強くするのはいいのですけれども、そのほかの自主財源の確保と農業を結びつけた場合に、農業というのはなかなか収入が上がらない、町の財源的にはならないのですよ。そういったことも含めて、もう一つは再三申し上げておりますように、利根町は農地ですから、農地を転用して何かをつくるということは大変な作業なのです。まして、この利根中学校の台地であっても、今用途変更でいろいろな手続をしなければならない、大変今苦慮しているところで、まず、利根町内の土地利用をいかにするか、ここにこういう商業施設をつくるか、ここはちょっと言葉は悪いのですけれども、開発行為ができる区域にするとかの土地利用を設定して、将来のまちづくりというのは、そこから出発するのではないかと考えておるところでございます。

今回のそういった振興計画等につきましても、そういった面を含めて、とりあえず、とりあえずという言い方はおかしいのですけれども、千葉竜ヶ崎線を中心とした土地利用を考え、その延長上に利根中学校もある、あったということでございます。

それから、確かに振興計画いろいろ、幾らつくっても将来的に夢を描いても、それを実際に結びつけなければ何もならないじゃないかと、そういうご指摘でございます。確かにそのとおりでございます。確かに今議員のお手元にある振興計画、大変立派なものでございまして、これはコンサルタントが何千万円かでもって進めたものでございますけれども、私はそういうコンサルタントでなく、町にいる住民が、職員が実際に知っている町の現状を踏まえて、それで、言葉は悪いのですけれども、言葉の内容ですね、言葉が悪いというか、いい言葉というか、いろいろ表現はできないのですけれども、やはり泥臭い中で、現状を踏まえた中でその計画をつくっていかばいいのではないかとということで、今回は取りかかって、皆さん方に第3期振興計画、基本計画をご承認いただいたわけでございます。

また、その上にさらなる今度は都市計画マスタープランもつくっていかなければなりませんので、それも議員見ておると思うのですけれども、大変立派なものです。立派というか、表紙も立派だし、絵もというか、大変立派なものなのですけれども、それにつきましてもそういう余り立派なものは必要ない、これも町民の皆さん方と相談しながら今まで長年やってきた課長がいますから、そういった中で意見を聞きながら、また今回ご提案申し上げました専門委員等、それらの意見を聞きながら、今後の町の将来ある計画をつくっていきたいと考えているところでございます。

それから、今いろいろとご指摘ございました財源の確保について、確かに議員ご指摘のように、まだまだ私ども努力の足りない面が、町の町有地の利活用について、いろいろ不備な点がございます。今ご指摘のあったニュータウンの駐車場の問題、あるいは国保診療所での訪問看護で使っている建物、あるいは敷地ですか、それにつきましても、今、担当の方でいろいろ事務手続等をやっておるようでございますので、その辺の現状を担当課長の方からお話させたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

私の方からも、利根ニュータウンの駐車場の件についてお答え申し上げたいと思います。

先ほど高木議員からお話があったとおり、駐車場につきましては、来年の3月まで無償ということで契約を結んでおります。その利用につきましては、当然町の行政改革に関する会議の中でも、それをうまく利用できないかということで議題に上がりました。その中でいろいろ検討の方法等、もしくは検討しておったわけですが、その経過の中で、商店街の一部に公園があるのですけれども、公園を修理したいということで、一部経費が駐車場を借りた方々の経費をもって公園の整備をされました。たしか平成18年度だったと思うのですけれども、そういうことで、地域の中に還元しているという部分もございます。

そういうことですので、町の方としましては、経費をできるだけかけたくありませんので、その借りていただいてもものをどんな活用ができるのかも含めて、また、契約期間の関係もございましたので、それらも含めながら検討してまいりまして、町の財源の確保につなげていきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） 高木議員のご質問にお答え申し上げます。

ひまわりの訪問看護ステーションが、現在無償で貸与されているということでございますけれども、当初のことを若干ご説明申し上げたいと思います。

訪問看護ステーションにつきましては、町の計画において町じゅう1軒もなかったということで、取手医師会の方に誘致をお願いしたという経過でございます。その際、町におきましても議会の皆さんの意見を聞いてどういう判断をするかという形で、診療所の先生と議会の方で話し合いをした結果、無償でよかろうということで減免申請をしてやったという経緯がございます。それが今まで契約に引き継ぎいできたということです。

時代が変わればということもありますけれども、先ほど企画財政課長が言いましたとおり、あらゆる面でもう一度ゼロベースでいろいろ考えていきたいと思っておりますので、協議していきたいと考えております。

また、先ほど塵芥処理組合のことで申し上げましたけれども、先ほど町長が言いましたとおり、19年6月で塵芥処理組合の公取委への高等裁判所の係争中であるということと、あと組合としてみればご存じのとおり、独禁法の損害賠償をしていくんだということでございます。

ちなみに、契約金額、ご存じでしょうけれども、若干ご説明申し上げたいと思います。龍ヶ崎地方塵芥処理施設建設工事費といたしまして143億100万円の契約でございます。それに対しまして1割というのが契約でございますけれども、その中に損害賠償等がある場合につきましては、それからプラスされるということでございます。

いずれにいたしましても、まだ係争中でございますので、それをもって塵芥の方では損害賠償手続に入るということを聞いております。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） 最後の質問を行います。

今私が二つ具体例を挙げて町の財産の適切な管理ということで質問し、お答えをいただきました。それぞれ経過があって今日に至っているということは、私も承知をしておりますし、また、この間における関係者の、それを私は責めているわけではありません。今、集中改革プラン、財政健全化プランにかかわる町の提案が住民に出されているこの時期に、改めてきっちりと住民に説明できるようにするべきだと、それでないと言えないと説得力を持たないということを言いたいわけでありまして。まず、これが第1点です。

それから、第2点目の二つの広域組合、ここにおける現時点での対応については、私もそこにかかわってもおりますし、それなりに承知しているところであります。塵芥処理場焼却炉建設にかかわっての談合問題については、約60件が具体的に公取委の場で指摘をされる、20件近いところが裁判を起こしている。そのほかのところは様子を見ている。これは龍ヶ崎地方塵芥処理組合と同様に、時間、さらにはお金、そして結果が出てからの方がスムーズにいきやすい、さまざまな判断でやっているわけでありまして。

私が塵芥処理組合で質問したところでは、既に最高裁までいって2件、具体的に住民側といたしますか、自治体側が勝訴している判例も出ていますと、判決も出ているという具合にも聞いております。そういう意味では、確かに独占禁止法でやっていく以外には、時間的時効の問題もありいろいろ大変だと、さらにまた弁護士との関係で相談した結果が、裁判費用やさまざまな問題を含めて、現時点ではその判断に立っているわけでありましてけれども、やはりそれをもっとテンポをアップしてほしいと。

そういう立場で言うならば、塵芥処理組合にかかわる私どもも含めて頑張りますけれども、町長には一層その立場でしっかりと主張していただきたいし、同時に、利根町の財政をこの塵芥処理組合の中できっちりと主張しなければ、毎年利根町の負担が4億円を優に超える、そういう金額で出されているわけでありましてから、さまざまな問題がまたここで引き起こされるのではないかとつくづく思いしております。これについても、町長の決意なりをさらに伺いたいところであります。

さらに、利根中の跡地利用の問題についてでありますけれども、県との関係について用地の転用についての申請、それを当面の最大の課題として町長はやっておられると、そのとおりだと思います。学校跡地ということでさまざまな制約があるということ、私どもも情報として入手をしておりますけれども、それと関連して、町長は昨日のやり取りの中で、我々が場外馬券売り場の問題のみでこの跡地を討論しているというのは、ちょっとおかしいのではないかと、ほかにも大型公共施設の転売という申し入れも受けているんだと、議員の皆さんはなぜそこに関心を持たないのかというお話がありました。

私ども、特に私自身は場外馬券売り場でない施設ならば、もっと幅広く柔軟に考えていったらいいと、しかしそれも難しいだろうから、先ほど言ったように、住民の生活にかかわる部分で、得るものはすぐには得えられないけれども、結果として町も住民も得するような方法を選ぶべきだという立場で言ったわけですが、まず町の方からは、大型商業施設についての転売の申し入れが、具体的な計画書を伴って出されてきたということでありますから、これはぜひ全員協議会等でご説明いただきたいと。となれば、当然我々議員もそのことにつて深く認識をし、そのことも含めて討議していくことにはやぶさかではないと思います。今まで計画書が出されていなかったから、そこまでいかなかったのでしょうかけれども、出されたとするならば、ぜひそれも出していただいて考えていくべきだろうというぐあいに思います。

さらに、利根中の跡地には、聞くところ、一部国土交通省名義の土地もあるというぐあいに聞いておりますけれども、これはどういう経過だったのか。さらには、県との折衝でそれがどういう形に影響するのか、こういった点も今知り得る限りで教えていただきたい、このように思うわけであります。

さらには、この利根中の跡地利用についての問題については、多分12日の日に請願による賛成反対の討論がありますので、そちらの方に基本的には譲りますけれども、私はいずれにしる、この利根中の跡地を利根町に住む子供たちに負の遺産として押しつけてはならないというぐあいに思うわけです。このことは、ひいては利根町の人口減少に歯どめをかける、そのことにもつながるのではないかと思います。

町長がおっしゃっておりますように、収入が欲しい、自主的な財源、これを考えるならば利根町の人口流出、人口減にどう歯どめをかけるか、そこから入ってくる町民税、これを中心とし頑張っていかなければならないだろうと。そのためにはこれ以上、この利根町から人が出ていくような要因はつくるべきはないと。私は利根町のよさを生かした、利根町の身の丈に応じたまちづくりというのが、この利根町に引っ越してきた多くの住民の期待、目的、ねらいにマッチするものだと思いますし、そのこと自体がまた利根町が大事にしなければならない農業の振興ということにもつながるのではないかと思います。

さきの議会でも私、住民が畑等をつくる中で利根町のよさを再認識し、年取って子供から声がかかってもこの町を離れられないような、そういう魅力あるまちづくりを考えたらどうかと市民農園の問題等も含めて出しましたけれども、あるいは子供たちに学校での自校調理方式での地元食材の活用、地産地消の問題、もっと農協と役場が計画性を持ってきっちりと対応していくと。農産物においても利根町ブランドの農産物が店で売られる。これを私は何としても実現してほしい、このように思っております。これに対して関係課長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、いろいろご意見、ご指摘ございましたので、ご答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の町の財産の運用等については、今、課長から話があったように、早急に整理してまいりたい。まだ以前から契約書等の問題もございますので、それを見ながらやってみたいと思います。

それから、談合問題につきましては、これは確かに議員の言われるとおりなので、私一人ではできませんので、管理者会議等の中でいろいろお話をさせていただくということになろうかと思えます。

それから、国の土地、旧利根中学校の中に国有地がある云々についてはちょっとわかりませんので、課長の方から答弁させたいと思います。

それから、利根中の用途変更はご理解いただきましてありがとうございます。まずは価値を高めるといいますか、事業者の申請があっても、それが進出できるようにするのは、やはり行政の役目だと思っております。それで、その商業施設につきましては、計画書といいますか、書類が届いておりますので、それを議員の皆さん方にはお示ししたいと思っておりますのでございます。

先ほど申し上げましたように、場外馬券場の方がどんどん先にいってしまったというようなことで、行政の方といたしましては、ただそういう申し込みがあったよということで情報提供しただけなのですけれども、ちょっと私どもの方も舌足らずなのかなという点は、反省していかなければならないと考えておるところでございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

旧利根中学校の敷地の中に国有地があるというお話でございましたけれども、閉校時には確かに国土交通省名義の土地がございましたが、これにつきましては払い下げということで、平成19年度中に払い下げを受けまして、すべて町名義になってございます。全体として校舎があります土地が2万6,326平方メートル、第2グラウンド下の土地が1万5,209平方メートルで、合わせて4万1,535平方メートルということですのですべて町の名義になってございまして、近隣との境界立ち会いもすべて完了してございますので、すべて町名義の土地になって現在管理しているという状況でございます。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。



7番通告者、5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） こんにちは。7番通告、5番の守谷です。それでは、通告順に従って質問をさせていただきます。

私の質問は大きく分けて三つあります。1番目が今話題になっている利根中学校の跡地の利活用についてでございます。2番目が先日皆様のお手元に配付されました利根町総合振興計画基本構想の改正についてであります。3番目が財政再建についての質問でございます。

それでは、まず最初の1番目、利根中学校の跡地の活用について質問させていただきます。

ことしの5月9日発表されました集中改革プラン追加版では、都市計画マスタープランを見直すとともに、土地の高度利用化を図るため用途地域指定の変更をした上で、旧利根中学校跡地の有効活用を平成21年度、来年の4月からスタートさせると明記されておりました。そこで、私は以下、六つの質問をさせていただきます。

まず、1番目、3月の議会で町長は、当時三つの業者からの計画書がいまだ出されていないので白紙であると、利用について白紙であると言っていました。その後、一つの業者が撤退したと聞いています。で、今残りは2業者となり、きのうの答弁で町長は、5月26日に大型商業施設の業者からは計画書が提出されていますと、ですから、残る1業者、場外馬券場のNRSからは、いまだ約8カ月から9カ月経過した現在でも事業計画書は提出されていないと言ったのは、これが事実かどうか。これが1点目。要するに、まだ出されていないのかということですね。

それから、2点目は、ここは問題だと思いますが、町当局は業者には再三再四催促しても事業計画が出されていないと言っておりました。出さない業者NRSは余りにも無責任で不誠実と言わざるを得ません。このような業者に利根中跡地利用の事業を任せることは、僕は大変問題があると思いますが、いかがお考えですか。

3番目は、跡地利用の開始を来年の4月からスタートさせると明記していますが、それに間に合わせるためには、事業計画案の提出のタイムリミットはいつごろまでと考えていますか、明確にお答えください。

また4番目、3月の議会で町長は、今議会終了後、できるだけ早い時期に議会及び住民への説明会を行うと言っていました。いまだに開催されていません。業者から計画書が出ていないからされていないというのが理由でしたが、出されていないまでも、今までの経過や進捗状況を一切包み隠さず説明すべきではないかと思えます。ですから、その辺のことをぜひ早目にやっていただきたい。

きのうもこのところは町長が答えているので多少はしよりますが、説明会を開く予定はあるのかなのか。あるとすれば、いつ、何回ぐらいやるのかということもお答えくだ

さい。

5番目、2業者から提出された事業計画、大型商業施設はもう提出されています。この後NRSから、もし地方場外馬券売り場の業者から事業計画がもし出されたとすれば、2業者の案があるわけですね。この2業者の案のどちらを採用するか、それを検討する場合に、住民の意向をどのように反映させ合意形成を進めていくのか、お聞かせください。

次に、既に集められている約7,000人の反対署名請願は大変重要な存在であります。利根町にギャンブル施設は要らないという多くの住民の声を、町長はどのように受けとめているのか、お聞かせください。

2番目、利根町総合振興計画基本構想についてお尋ねいたします。

5月9日に発表された利根町総合振興計画基本構想改正の第5章、利根町の将来像で、将来人口・世帯数を次のように想定しています。平成32年の人口はおおむね1万8,000人。世帯数は6,800世帯、これはきのうもきょうも同僚議員が質問しています。その中に書かれていた理由は、平成19年度以降の10年間の宅地開発事業で約2,500人の人口増を見込んでおるが、ほぼ同じ同数の減少も推計されるので、つまり人口はプラス・マイナス・ゼロだと、だから今後10年間1万8,000人台をキープするんですよという話でした。

しかし、私が調べました、これは厚生労働省、国の研究機関、国立社会保障・人口問題研究所が出しているデータです。これによりますと、利根町の人口は、平成32年度は1万6,839人、平成42年度は1万5,176人とどんどん減っています。30年間で3,857人減少、つまり利根町の人口は年平均129人減ると推計しているわけです。

私も利根町の住民基本台帳を調べてみました。平成16年から平成19年度までの4年間の人口を全部調べました。そうしますと、4年間で609人減っています。年平均152人、ことしの5月1日の利根町の広報とねのホームページでは1万8,049人となっております。この1年間で約210人減ったということを物語っています。ここ十数年人口減少はとまっていけないのですよ。ところがこの基本計画構想では、1万8,000人台を保つとしているわけですね。こは大変楽観的な人口推計だと思いますので、この根拠を示していただきたい。

それから、もう1点は、この人口推計で今後町の財政を運営していくわけですね。そうしますと、このデータが基本になりますので、歳入面での税収や歳出面での社会保障等に非常にこのデータが大きく影響を及ぼしてきます。ですから、このデータが基本的なもし間違いがあるとすると、町の財政再建をミスリードする危険性が非常に高くなります。ですから、今回、国の研究機関の出したもの、それから、住民基本台帳の人口データの傾向とあわせて、この町がつくった人口推計を見ますと、余りにもかけ離れておりますので、見直しする必要があるかと思いますが、お考えをお聞かせください。

三つ目、財政再建についてですが、利根町集中改革プランの追加版を見ると、財政改革のために公共施設使用料金、先ほども同僚議員の皆さんがおっしゃっていましたが、公共料金、国民健康保険税、下水道料金、介護保険料等の見直し、つまり値上げのラッシュに

なっていますね。

しかし、その前にもっとむだな支出を抑制する必要があるのではないかと思うのです。私の住んでいる地域の住民の多くの人たちが、私に、職員と議員の数が町の財政規模に比べて多すぎるんじゃないかとよく言われます。私もそのように思います。

平成20年度、今年度の利根町の一般会計予算は48億5,582万円、これは50億円ちょっと超しているのですが、これは押付本田整備事業移転補償費として国から支払われる国庫負担金というのが、この五十数億円に含まれていますので、それをカットした町の純粋な予算ですね。私は一般予算の、こんな厚いものでここにありますが、予算の中からあらゆる人件費を調べてみました。それは、名目は報酬、給料、職員手当、共済費、賃金などです。ここに調べたものを持っています。これ全部私のパソコンに抜き出しまして、全部計算してみました。そうしますと33項目、主なものを上げていきますと、議会費、総務費、税務総務費、戸籍住民登録費、社会福祉総務費、福祉センター費、教育費、事務局費等、このオレンジ色の部分が各項目です。ちょっと見えにくいかもしれませんが。その中から人件費だけ全部抜きまして集計しました。その金額が13億675万円です。

このほかに下の部分、色が変わっているところがあります。ここに特別会計の人件費があります。この特別会計の人件費というのは、特別会計の水道事業、これに携わる人件費が5,842万8,000円、国民健康保険特別会計が3,116万9,000円、下水道事業特別会計7,415万円があります。この特別会計だけで9,700万円余りの人件費となります。これを先ほど私が抜いた一般会計の人件費すべてと合計しますと、14億1,000万円ぐらいですね。このすべて抜いたものというのは、臨時にイベントをやったり何かするときの講師派遣だとか、そういう一時的な人件費はすべてカットして、常用雇用、年間を通じて払われているものとしています。

ということは、一般予算に占める人件費の割合が約29%近くになってしまうのですね。この29%というのは3分の1、約3分の1です。ですから、利根町の財政を圧迫している一番大きな支出は社会保障費、民生費があるんですが、それは住民へのサービスですからお金は削れませんが、一番大きく圧迫している元凶は人件費なのです。

龍ヶ崎市との合併が絶望的になってしまった今、財政再建を待たなければならぬのです。そうするとどうすればいいのかというと、税収をふやす、歳入をふやす、それから、むだな支出は徹底的にカットする、この両方を同時にやらなければいけないのです。

残念ながら利根町の場合は、- 税収をふやすということはなかなか、立地条件だとか、町の置かれた困難なご事情、それから、インフラ等がいろいろあって難しいと。ですから、徹底的にまずむだを省く、その意味では現在の集中改革プランは不十分で、4年後、町は財政破綻に陥る可能性が非常に高いのです。このまま高い人件費を払い続けて町をつぶすか、悪い言い方をすると、大変悪い表現になる、そういう乱暴な言い方もできるかなと思

いますが、町をつぶすか、人件費を削減して財政再建をするか、今まさに選択を迫られていると思います。

数年前、夕張市が非常に財政破綻したときに新聞紙上で大変話題をさらいました。このとき、約半数の市の職員は、退職金が大幅にカットされる前にやめてしまいました。そうですね、退職金が半分に減らされたらやめても大変だということなのでしょうけれども、残った職員、約半数ですね、給料が40%近く削減されました。そこではやった言葉が、去るも地獄、残るも地獄という言葉が新聞やテレビで報道されました。一生懸命働き家族を養っている利根町の職員の方々に、このようなことが起こらないことを私は願っています。町長には町の最高責任者として職員や住民の生活を守り、安心して暮らせるまちづくりをする義務があります。そのためには計画的に人件費を削減するという、大変つらい決断をする勇気が必要になります。職員に優しく、住民に優しく、優しいことはいいことですが、時には勇気が必要です。そうすることで結果的に多くの職員を、そして住民を守ることにあります。お考えをお聞かせください。

私は、私なりに3年間、ここでは3年と書いてありますが、3年間もしくは4年間で毎年1億円近く削減していく具体的な目標を立てたらどうかと、そうすると3年後には3億円、4年後には4億円となるわけですね。目標設定というのが、財政再建には非常に具体的な目標設定が大事なので、総人件費を11億円以下に削減するというような具体的な目標を立てた場合、職員数は何人になるのか。

例えば、私はこれ前からずっと言っています。職員数を120人ぐらいにしたらどうかと、その根拠は、私たちが今まで合併をしようとしていた相手、龍ヶ崎市です。龍ヶ崎市は財政のスリム化、行政のスリム化をどんどんやっていきました。結果的に、今530人の職員がいます。それは人口比で割ると、職員1人当たり150人の市民となります。それと同じ人口比率150人の住民で1人の職員と利根町を想定すると120人になります。しかしながら、現在利根町は112人で1人の職員を支えています。ですから、利根町の住民負担の方が38人分、負担がかかっているのですね。

それから、議員定数でも、龍ヶ崎市の方が非常に厳しい状態で、龍ヶ崎市は3,050人で1人の議員を養っています。利根町は1,800人で1人です。ですから、利根町の住民の負担は1.7倍、ただ単純に人口比でやればいいというものではないでしょうけれども、ただ、財政再建を図るときにどうすればいいか、一つの考え方がここにあると思います。

私もいろいろな地方の議会を調べました。少ないところは8人とか6人とか、10人、12人などざらですね。私たちよりも人口の多いところでそういうところはいっぱいあります。それは何を物語っているかということ、地方財政がみんな赤字で苦しんでいるからなんです。私たちの利根町も苦しんでいます。こういうふうの実効性の高いものにぜひしてほしいのですが、町長は3月の定例議会で私がこの質問をしたときに、住民サービスが低下するから、これ以上職員の削減をする気はないと。ただ、160人はちょっと多いかなということ

はおっしゃっていました。そこで、私は龍ヶ崎市に行きました。

龍ヶ崎市で住民サービスに当たっているところで確認しましたら、150人に1人の職員に減らしたことによって住民サービスが低下したと抗議がありましたかと、クレームがありましたかと、いやありませんと、個々の問題で例えば公園に何かがあったとかいろいろ苦情はありました。ただ、職員の数を減らすことによってサービスが低下したという苦情はないということです。

それから、私の友達が南が丘にも何人かいます。その方々のお話を聞きましたら、職員が減ってもほとんど関係ないと、逆に今市役所の対応はよくなったし、住民サービスもよくなったように感じますとおっしゃっていました。数人の方の意見ですから、これが全体の意見を反映しているとは思いませんが、でもそういう声もあります。

ですから、利根町の財政再建をするために、3年から4年かけて職員の数を120人ぐらまで減らしていただきたいと思っています。職員を120人に削減しても、職員の心構え次第では、前よりもいいサービスができるかもわからない、質が落ちるということはあり得ないと思います。ですから、それは職員の方々の意識改革も必要だと思いますが、ぜひそうしたいと思っていますので、お答えをお聞かせください。

このほかに、まだ財政削減する余地がたくさんありまして、電算機システム関連の委託料、これも結構高い料金を払っています。昨年の予算書で1億4,000万円ぐらいがシステムの委託料代を全体で払っていましたね。

次としては、公民館や図書館の、いわゆるすべて公共施設を指定管理者制度へ移行することも必要かなと思っています。

参考までに言いますと、すぐやる課で有名な松戸市では、住民課とか印鑑証明とか住民票を取りに来るセクションはアウトソーシングといいまして、民間の企業の方々が働いています。そこには市の職員の方は1人しかいません。複雑で専門的な知識が要る場合のみその方がやって、それ以外の窓口業務は民間の方が対応しているということが現実に行われております。これがいいかどうかは、皆さんがご判断いただければよろしいと思います。

3番目は、資源ごみの回収ですね。この見直しをぜひやっていただきたいと思っています。これは3月に私が質問したときに、担当課長からお答えいただいたのが、私たち皆さん全員が協力して集めた資源ごみが売却益として年間677万円で売却されているそうです。龍ヶ崎地方塵芥処理組合で1年間皆さんが集めた資源ごみ、缶、瓶、ペットボトル全部そうですね。ところが、この資源ごみを回収するトラック業者に2,455万円払っています。ということは、売却益は利根町の負担分から削減されているそうですが、年間1,778万円という数字が依然として赤字として垂れ流されておるわけですね。これは資源ごみを回収する以上、ずっと続くわけですね。

しかし多くの自治体が、この問題に頭を悩ませて、何とかして赤字をなくそうと努力しています。住民と行政が協力し、知恵を絞って資源ごみから利益を上げているところがあ

ります。私、調べました。

東京都品川区もそうですね、それから、綾部という市、どういうふうに行っているのが一番多いかといいますと、まず塩谷町という町がありますが、ここが大体やっていることが全国の自治体の標準、基準みたいになっていますかね。ここでは回収に協力した団体、子供会、子供育成会、老人会、婦人会、自治会さまざまなグループ、ボーイスカウト、そういうところにごみの回収を委託しております。彼らがそれぞれに資源ごみを回収して、業者に売り払います。業者は町が紹介します。その利益は各団体が得ますね。売り上げ実績というのを、業者に売ったときのをもとにつくりまして町の方に報告します。そうしますと、町の方は、この塩谷町の場合、新聞、雑誌、段ボールはキロ5円、酒、ビール、ジュース等は5円、布類も5円、高いのが牛乳パック50円、スチール、アルミ缶が1キロ50円とか、そういう奨励金を払っています。大体こういう方式で各団体が資源ごみを回収しまして、それでそこで売って、売った実績を町に報告すると、そこに奨励金が払われる。ですから、町の方は奨励金しか払っていない。委託業者へのお金は払っていないということもあります。

それが、八千代市、東金市、益子町、下妻市、北谷町、徳島市、いろいろな町がやっていますね。那須烏山市、千代田町、守谷市、太田市、八街市、袖ヶ浦市、小野田市。

驚いたのは、同じ茨城県で常陸太田市です。資源ごみの回収を町がやっていますが、偶数月しかやっていません。お金がかかり過ぎるので偶数月しかやらないということは、年に6回しかやらないということですね。いろいろなことをやりまして、資源ごみから利益を得ている町もあります。

非常に有名なのが徳島県の上勝町ですね。これはテレビでも何回も放送されていますが、町にごみステーションとかつくりまして、そこにみんなが運んでいる。それ全部ボランティア。そこで仕分けするのも職員とボランティアでやる。業者がそこへみずからトラックを持ってきて全部お金を払って持っていきます。で、一番高い業者と契約している。その収入は全部町に入る。町は、ボランティアの人たちに多少の協力金を払っている。ですから、資源ごみが宝の山といわれるゆえんはそういうところにあるわけです。ぜひ利根町もこの資源ごみ回収にかかわるお金をできるだけ節減して、住民にかかる負担を、さまざまな値上げラッシュが今この中で言われていますが、そういうことがないように、ぜひしていただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 守谷議員の質問にお答えをいたします。

まず、旧利根中の跡地の利活用についてでございますけれども、業者からの資料提出の

件についてでございますけれども、昨日も申し上げましたが、商業施設設置の申し出がありまして、事業者から5月26日に提出があったということでございます。

次に、計画資料を提出していない事業者に跡地利用の事業を任せることは問題があるのではないかとございまして、旧利根中学校跡地につきましては、土地の高度利用を図るために、今、用途地域の変更作業を進めているところでございます。現在の町の厳しい財政事情等を考慮した場合、本町にとって有効で活性化のためになるような事業を展開していただけるような事業者が進出してもらえることが最善なことではないかと考えております。そのために事業者が進出し稼働できるように、町としては現在努力をしているということでございます。

次に、計画資料のタイムリミットはとのことでございますが、私は特に設ける考えはございません。跡地の高度利用のための見通しが立った時点で、既に申し込みがあった事業者を含めて、町の将来にとって最善の方法を考えていくことになろうかと思っております。

次に、四つ目の件でございますが、説明会の開催でございますけれども、商業施設及び場外馬券場の件につきましては、昨日も申し上げてきたところですが、まず、行政がそれら事業が稼働できるようにすることが先であると再三申し上げてきたところでございます。説明するとなれば、場外馬券場売り場の件ではなく、今進めておりますところの用途変更に伴う素案ですね、将来像について語り合う場が必要だと考えておるところでございます。

旧利根中学校跡地の利用につきましては、平成19年度町振興計画第3期基本計画策定していく中で、町民の方々からのご意見は、町にとって有効かつ活性化になる活用とのことでございますので、有効に利活用できるよう、素案の説明が必要だと思っております。

その素案の中で、まず、土地利用、用途変更について理解していただく必要があります。議員もまずこの作業を進めることにご協力、またはご理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。いろいろ議員として行動されておるようでございますけれども、それがしいては、こういったいろいろな事務に足かせとならないように、ひとつよろしくご協力のほどお願いしたいと思っております。

次に、事業計画案の採用と町民の意向を反映させて合意形成をするのかということでございますけれども、旧利根中学校跡地の利活用は、町にとって有効かつ活性化につなげるような活用をしてほしいとの意見を皆様方からちょうだいしているところでございますので、その意見を尊重して素案づくりを今しているところでございます。

また、場外馬券売り場誘致撤回の請願についてはということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、約7,000名の町民の皆様方から提出された請願は、日本国憲法で保障された重要なものであると認識しているところでございます。ただ、誘致等に関しましては、私は何も申し上げておりません。お話があった、また申し出があったとお話をさせていただいてきたところでございます。いわば情報を提供したに過ぎません。この情報をも

とに、今回の請願は前もって判断された、また行動されたものと考えておるところでございます。

次に、2番目の総合振興計画基本構想改正についてのご質問でございますが、まず、本町の将来人口が他の研究機関が出した推計と乖離していることから、このような人口推計をした根拠はとのことでございますけれども、3月定例会の第4次利根町総合振興計画基本構想一部改正の議案の説明の際にも申し上げたところでございますが、従前に推計した将来人口推計と実際の人口が乖離しているため、将来人口推計を改正したもので、小地域簡易人口推計方法を用いたところでございます。

これは、平成7年と平成12年の男女別、年齢、5歳階級別人口をもとにいたしまして、また、平成12年及び32年の特殊合計出生率を0.98と設定して推計を行ったものでございます。この結果、平成32年の推計人口は、先ほどご指摘があった国立社会保障・人口問題研究所が平成18年度に公表した利根町の人口推計の平成42年度の1万5,156人とほぼ同じの、1万5,266人に人口が減少すると推計したものでございます。しかし、もえぎ野台や四季の丘等の開発人口で増加要因があると推計したことから、将来人口を現在の1万8,000人を維持し、世帯数を6,800世帯と想定したものでございます。

また、今回の基本構想の人口推計は国の研究機関の推計とかけ離れているので、見直しの考えはあるかとのことでございますが、過去に国の研究機関が推計した日本国の人口が減少に転じる時期について、当初の推計より数年早くかかったことがあるとおり、国の研究機関の人口推計が常に正しいものであるとは思っておりません。だからといって、町で推計した将来人口が常に正しいものでもございませんので、5年後の基本計画の見直しがあった際に、将来人口と実際の人口が著しく乖離しているような状況で見直しが必要と認められるならば、今回のような見直しが行われるものと思っておるところでございます。

次に、人件費を10億円まで削減するにはするには、人口比率で龍ヶ崎市と同じになるように職員数を削減してはどうかというご質問でございますが、利根町の職員数につきましては、集中改革プランでお示したとおり、定員管理を行って、極力職員数の抑制に努めているところでございます。地方公共団体の定員管理は、各団体の置かれている状況もさまざまございまして、単純に人口比率で比較できるものではございません。適正な定員管理を進めるためには、総務省が提供している類似団体別職員数の状況を参考資料として比較を行っておるところでございます。

類似団体別職員数の状況は、すべての市区町村を人口と産業構造を基準に幾つかのグループに分け、そのグループごとに人口1万人当たりの職員数を算出したものでございます。これを用いて各地方公共団体の職員数について、類似団体平均の職員数との比較を行うことが可能となるわけでございます。類似団体のグループ分けは、まず、市区町村の機能に応じて指定都市、中核市、特別市、一般市、特別区町村に区分されます。さらに、一般市と町村は人口と産業構造に応じて区分することとし、一般市は人口を5万人ごとに4区分、



産業構造を4区分とし、全部で16類型に区分しています。また、町村は人口を5,000人ごとに5区分、産業構造は3区分とし、全部で15類型に区分しております。

利根町は町村の4の2型に分類され、類似団体数が全国で66団体ございます。これは、人口が1万5,000人以上2万人未満で、産業構造では第2次、第3次産業が80%以上で、かつ第3次産業が55%以上の団体に属します。これによって比較いたしますと、平成19年4月1日現在の普通会計の職員数は人口1万人当たり職員数で全国平均が88.33人に対し、利根町は75.03人で13.3人のマイナスでございます。

また、一般行政部門に限定した職員数では、全国平均は67.88人に対し、利根町は56.96人で10.9人のマイナスとなっております。

町の職員数は住民サービスにも大きな影響を与えますので、今後も事務事業の再編、整備、組織の統廃合、また指定管理者制度を活用した民間委託等を積極的に進める中、適正な定員管理に努めていきたいと考えております。

また、利根町集中改革プランにおいて、人件費に関する項目は推進項目に定員管理及び給与の適正化、並びに人材育成の中で具体的な施策を掲げております。定員管理適正化の中で定員管理の抑制を考えており、内容は退職者に対する欠員の補充を過去9年間行っていない、21年度までの5年間で19名の削減を目標に、簡素で効率的な行政運営を推進するとしております。平成22年度当初には職員数160名を目標に、現在、定員の抑制に取り組んでいるところでございます。

これまでの職員数抑制の取り組み状況についてお話申し上げますと、平成16年度における職員数は183名で、平成17年度は4名減の179名となっております。平成18年度は目標4名削減して175名に対し、実績が6名減で173名となり、2名多く削減となっております。平成19年度目標は7名削減で168名に対し、実績が11名減で162名となっており、6名多く削減となっております。平成20年度は目標3名減で165名に対し、6名減で156名となり、3名多く削減となっております。以上、合計すると14名削減目標に対し、実績が23名減となっており、9名多く削減となっております。

このように平成20年度当初において職員数が156名となりましたので、集中改革プランの職員数の160名の目標を2年早く達成することができたということになります。

一方、職員数が一番多かった平成9年当時の職員数205名と比較いたしますと、平成20年度では49名が減少しております。割合にいたしますと4分の1の職員が減少したことになります。

また、平成21年度以降、定年退職者の補充をせず、再任用及び新規採用しなかった場合、今後の職員数を推計いたしますと、平成25年度当初には今より15名減少して141名、平成30年度には今より52名減少して104名になります。この平成30年の104名という数字は、職員数が一番多かった平成9年度の約半分に減少してしまうということになります。ただ、現実的に考えますと、地方自治体である市町村が行っている行政サービスが、人口が多い

から行政サービスを多く行っている、少ないから行政サービスが少ないということではないわけで、どこの市町村も同じメニューの行政サービスを行っているわけであります。

ただ、人口が多い市町村では職員が担当している業務がより専門的に細くなり、あるいは一つの業務を複数の職員が担当いたしますので、余裕があるといえますか、企画の面あるいは事務改善の面でメリットが生かされているのかなと思います。

一方、人口が少ない市町村では、職員が担当している業務がより広く浅くなり、1人で幾つもの業務を担当するようなことが起こってくるのが現状でございます。ですから、単に龍ヶ崎市と比べまして、利根町は人口が4分の1だから職員数も4分の1で行政を行えるとの理論にはならないと思います。利根町の職員と龍ヶ崎市の職員との比較をすることはできないと思っております。

次に、電算システム関連委託料金を見直す考えはとのご質問でございますが、電算業務委託につきましては、委託をせずに庁内で行うことは庁内で行うなど、委託費の削減に努めておるところでございます。しかし、制度的な新たなシステムや導入しなくてはならない事業などがあるため、削減しても費用が減らない現状でございます。

新規といたしましては、後期高齢者医療システム、国保特定健診、戸籍電算化による住基システムとの連動経費など、20年度からふえております。今後もより一層努力して電算システム経費の削減に努めていきたいと考えます。

2点目の公民館と図書館の指定管理者制については、教育委員会の方から答弁をさせます。

次に、3点目の資源ごみ回収の見直しについてでございますが、国では廃棄物の中でその価値の有無を問わず利用できるものすべて循環資源物として定義しております。また、環境負荷の軽減、資源枯渇の問題等に対応するため、資源を循環させる社会の形成を目指しており、循環型社会形成推進法のほか、リサイクル法、資源の有効利用促進法などを制定しているところでございます。

町におきましても、これら法に基づきまして資源物の回収を実施しておりますが、現状といたしまして、家庭における分別の負担は限界があるとともに、現在の技術、社会システムにおいてリサイクルはコストがかかるという大きな問題点があり、当町が加入している塵芥処理組合では、資源物についてリサイクル方法が確立されているペットボトルを初め、12種目としているところでございます。

議員の言われる資源物からの利益を得ることにつきましては、今後塵芥処理組合とともに策定中である廃棄物処理基本計画の中で、また今回議会に提出をしております廃棄物減量等推進審議会において、さまざまな情報や意見を収集し、コスト削減を含め議論してまいりたいと思います。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、守谷議員のご質問にお答え申し上げます。

2点目の公民館と図書館の管理を指定管理者制に移行できないかのご質問でございますが、指定管理者制度につきましては、公の施設のサービスの向上や管理経費の縮減などの効果を発揮するものといわれております。

しかしながら、指定管理者の導入に際しましては、施設によりましては個別法の規定で制限があるものがございます。公民館は社会教育法に基づく教育施設でございます。社会教育法第27条及び第28条では、館長または必要な職員は教育委員会が任命すると明記されてございます。全面的な民間委託はできないとのことでございます。

なお、公民館を指定管理者として民間企業に管理運営を全面委託したケースは、まだ全国的にもないとのことでございます。

次に、図書館を指定管理者制度にすることにつきましては、図書館サービスの向上と図書館の振興を図ることを前提とすべきで、その根拠につきましては、図書館法地方教育行政の組織及び運営に関する法律等を考慮する必要がございます。図書館は公の施設であるだけではなく、教育機関としての位置づけがされております。また、図書館の蔵書の構築、レファレンス、その他の機関との連携などのサービスでは、継続性、蓄積性、安定性が必要とされています。さらに、図書館のサービスはほかの施設とは異なり、他の図書館との連携、協力が不可欠でございます。なお、図書館法第17条では、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も禁じられております。

このことから、図書館の指定管理者制度を実施することにより、経済的な利益を期待することは難しいものと考えております。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 2回目の質問に入ります。

先ほど町長は私の利根中跡地利活用について、再三催促しても事業計画を出さない業者NRSに、余りにも無責任で、不誠実と言わざるを得ない。これは社会通念上、倫理上、皆さんそう思うのですね。そのことを聞いているのであって、それについての答えをまずいただきたい。

それから、来年の4月から、集中改革プランの追加版では跡地利用を実施するとうたっています。はっきり明記しています。さらに町長は、常日ごろ、財政再建の大きな柱、町有地の有効活用が大事だと常に言っておられます。その観点から見ると、先ほどのお答えは、タイムリミットは設けない、考えていないと。これは、有効利用をずっとおくらせても構わないんだという考え方もできますが、町長自身はまず高度利用を図ることの方が、用途地変更を先にやるのが大事だと、でも私は同時にやった方がいいんじゃないですか、片方だけに精力を費やすよりも同時進行ということは、常にできるわけですよ。

私はいろいろ調べましたが、よその地方自治体、ほとんどの自治体が赤字で悩んでいま

す。何をやっているか、新幹線や幹線道路、それから、高速道路を含めまして、そういう結節点のある非常に恵まれたところなのですが、そういうところでは企業誘致担当というのを設けています。

で、何をやっているか。企業の増資、それから、設備投資、それから、東京ストックマーケット、ちょっと行ってそういう情報を集める、増資するところがない、新たな設備投資するところはないか、それから、企業自身の問い合わせ、そして、そういうところがあったらそこに出向いて行って、私の町に来てくださいと。そう誘致活動、誘致競争をそれぞれ今みんな必死になってやっています。

利根町は何やっていますか。やっていますか。利根町は、そういう恵まれた立地条件の場所と戦うだけでもハンディキャップがあって大変なのに、そういうシステムさえつくっていないじゃないですか。ぜひ真剣に考えてほしい。

これは財政再建の大きな柱になります。企業誘致、黙っていても企業は来てくれません。まず、調べる、そして、情報をいち早くキャッチして、よそよりも早く行ってお話をする。また、別の自治体とかでは土地を用意して待っています。ただ造成はしません。なぜか、その企業と話し合いをして、こういうふうに土地を使いたい、こんなふうにやりたいという意見をもらってから、その意見にあわせて造成するわけですね。そうすると、企業は自分で造成する必要がないのですよ。企業用に、そこは町がやってくれる。至れり尽くせり、いろいろなことを考えて誘致をやらうとしています。

利根町もこれから頑張って、財政再建のためには歳入をふやすことは非常に大事です。ぜひお考えください。

それから、私が人件費にこだわっているのは、利根町の財政規模にしては人件費が多いからです。数の問題ももちろんありますが、人件費を抑制することが目的なんです。私は数を抑制することを言っているのではありません。全部足すと14億円近いお金を人件費に充てて、48億円ですか、ことしの税収が48億5,582万円、その中からそんなたくさん払っていいんですか。先ほど来言っているように、できるだけ第二の夕張にならないように、町長には勇気を持って、優しさだけが町長の仕事ではありません。時には英断、苦い、つらい苦渋の判断をしなければいけないときもリーダーにはあります。信念を持ってやっていただきたいと思います。重ねてお伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えをいたします。

まず、利根中の跡地の計画書云々でございますけれども、計画書が出されていないから云々ではなくて、何と申しますか、再三申し上げているように、行政としてすべきことは、事業者が申し込みがある、稼働したいというときにすぐに稼働できるような体制をつくっ

ておくことです。

今議員がおっしゃったような造成云々、まさにそのとおりです。用途変更は造成そのものに匹敵することです。用途を変更しないと、だれも来ませんよ。だから、今、県や何かでもって駆けずり回って、あるいは公社等の中で何か農地を利用して進出してくれないかということ歩いていてるところですけども、ではその用地が、こういう企業があったにしても、企業が進出できる状態になっていなければ企業は来ないのですよ。だから、そのための行政としては、まず用途変更を先にするというところで再三申し上げているところなので、ひとつそれをまずご理解いただかなければなりません。

それから、人件費の件についてでございますけれども、人件費の抑制、これはもう改革プランの中でもちゃんと考えて計画の中にも織り込んでおります。

それから、また職員のカットについても既に実施したところでございまして、これは議員もご承知だと思います。そういう中で、これ以上は職員をやめろとか、無理に首を切るというわけにはできませんので、ですから、そのためにいろいろな工夫を考えているということで、また職員の皆様方にもいろいろと職員組合との話の中でも、みずから私の申し出に対して職員カット、人件費のカットに応じている現状を、まず理解していただかないと困るということでございます。ご理解いただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 3回目の質問をさせていただきます。

町長は今、私の質問に答えていませんでした。

私が言いたいのは、もう1回言いますよ、よく聞いてください。再三再四催促しても事業計画を出さない業者、NRSは余りにも無責任、不誠実、これは社会通念上、道德倫理上さまざまな商取引、ビジネスの問題としても問題があると私は言っているわけですよ。そのことについてどう思うかをお答えください。端的にお答えください。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 再三申し上げておりますけれども、まず、行政としては用途変更が先です。ですから、申し込みがある、申し込みがない、それは企業側のことであって、今年度20年度は、再三申し上げますように、用途変更をしなければならないのです。その1年間にありとあらゆる企業が申し入れがあれば、これはいいじゃないですか、タイムリミットなんか設けなくても、別に今来なくても、少し時間が.....。

5番（守谷貞明君） 事業計画も何もないんでしょう。

町長（井原正光君） だけれども、一つの企業を固有名詞で私はどうのこうの議論ではできませんよ。はっきり言いまして。これは用途変更してあらゆる企業が進出してくれる、あらゆるものが利根町に稼働したいという申し込みをいただくように、その条件整備を今行政としてしているということをご理解をいただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 質問は3回と決まっておりますので、一応これで終わりにしたいと思います。

守谷貞明君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後零時10分休憩

---

午後1時25分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

8番通告者、6番高橋一男君。

〔6番高橋一男君登壇〕

6番（高橋一男君） 8番通告、6番の高橋一男です。私は、2点質問をいたします。まず、1点目は、今話題になっております旧利根中の跡地問題等につきましてお伺いいたします。それから、もう1点目は、来年の7月に、町長に対しては2期目の町長選挙がございます。その質問と大きく分けて二つございます。

この場外馬券場に関しましては、きのうからきょうにかけて大勢の議員がいろいろな角度から質問されておりますが、答弁は一貫して何も変わっていない。多分同じ答弁ですと言っても過言ではないと思います。私も改めて質問をいたしますので、きちんとした答弁を再度お願いしたいと思います。

それから、2点目につきましての町長の選挙の出馬についてですが、これはきのう若泉議員がこの質問をされております。答弁を私も聞いておりますが、再度質問いたしますので、町長の考えを、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に、旧利根中跡地問題等につきまして質問いたします。

昨年10月に利根中跡地に場外馬券発売場の話が来てから、約8カ月になります。この間、NRSなどからは何度も説明を受け、また、全員協議会などでも協議を重ねてまいりました。しかし、賛否両論ありまして結論には至らず、ことしの2月に反対派の住民グループから場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願書が6,700名余りの署名とともに提出されております。総務常任委員会に付託されましたが結論が出されず、継続審議とされておりました。しかし、その後、6月の2日に総務常任委員会を開催されまして、場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願について審議した結果、不採択とされております。

私は、これまで3回、オフトひたちなかの施設見学をしてまいりましたが、あの施設は最初から場外馬券売り場として建設されたところで、設備も整っていてすばらしい施設であったと。利根町には余り参考にはならないと、むしろ高崎市の方がどちらかという利根町に近いのではないかという意見もたくさんございました。

どちらにしても一番心配されていることは、治安の問題あるいは環境問題、そして交通

渋滞や青少年問題などが問題視されているわけで、これまでの調査では、ほとんど問題は起きていないということも確認しているところでございます。まず何より一番大切なことは、住民に内容をもっと知っていただき、正しいご理解をいただくことが大事であると私はそのように思っているところでございます。

そういうことから、これまで住民説明会、並びに公開討論会を4会場で開催され、5月25日には、住民の会が主催により、甕先生の講演を約1時間ほど行われ、その後、説明会と討論会を開催されております。それから、5月30日には文間地区農村集落センター、5月31日には布川コミュニティセンター、6月1日は生涯学習センターの4カ所で、延べ500人近い住民が参加されております。

その内容といたしまして、最初にNRSから出された資料をもとに、白旗議員からの事業計画概要の説明がありまして、その後に賛成派議員と反対派議員による討論を行い、住民からは活発な意見が出されたところでございます。特に住民からの質問の中では、なぜ町の執行部が説明しないのか。また、なぜ最高責任者である井原町長が出席して説明できないのかという意見が多く出されたところであります。住民は、その点不満であり、怒っているのが私には感じられました。

これまで我々議員も井原町長と何度か話し合い、町長はこの場外馬券売り場の誘致問題も含め、財政問題が最大の議論の年であり、利根町の存亡にかかっていると言いながら、この問題についてははっきりとしない。決断できない。町長の心境が全くわからない。利根中の用途変更にかかるのか、あるいは住民説明会を開くには計画書が来ていないから説明ができないとか、こういう答弁をしております。町長は、12月議会後に説明会を開催すると、12月の定例会一般質問で答弁しておられます。しかし、今もって説明がない。私から言わせれば、そういう言いわけをして、この問題から完全に逃げているとしか思えない。

私がこの4回の説明会で感じたことは、あの合併問題騒動で前町長がリコールにまで発展し、井原町長が誕生した。あのときのことをふと思い出し、何か似ているような部分があるのではないかと。つまり、あのとき、住民から再三にわたって合併に対する説明会を開くよう申し入れたにもかかわらず、最後まで住民説明会は開くことがなかったと。今回もこのまま住民説明会も開かず、この問題解決のいかんによっては、井原町長に対し一部住民から、政治問題にまで発展しかねないと、前町長の二の舞になることを懸念されていると。私はそう思っております。そこで、次の4点をお伺いいたします。

場外馬券場誘致問題について、行政のトップである井原町長が決断しない、決断できない最大の理由は何か、お伺いいたします。

2点目、3月議会後に住民説明会を開催するはずがいまだに行われていない。その理由と今後行政からの説明会をする考えがあるのかお伺いいたします。

3点目、旧利根中学校、旧布川小学校、東文間小学校の校舎内にある備品ですね、これ

はきのうからきょうにかけて何人かの議員が質問されております。この備品について、無造作に放置してあり、また、利用できる備品がたくさんあります。住民から、もったいないと、それなら我々に譲ってほしいという声も幾つかございます。その点、町は校舎内にある備品をどのようにしていく考えか、お伺いいたします。これはきのうも答弁されておりますが、再度ご答弁をお願いします。

それから、4点目です。廃校になった小中学校3校すべて、このまま何年ももし維持していくとしたら維持管理費は一体どのくらいになるのか、その辺もお伺いいたします。

それから、大きく分けて2点目ですが、町長選挙出馬についてでございます。

来年7月で町長の任期満了に伴う町長選挙が行われます。本来であれば1年前に辞職しているはずが、いまだに町長の座に座り続けていると、なぜか、私には納得できない。町長は3月の私の質問に対して、20年度は財政問題が最大の議論の年であり、町の存亡にかかっていると。この時期に町政を投げ出し空白をつくるわけにはいかないと、1年先のことはわからなと、こう答弁しております。

しかし、これは一部の話ですけれども、来年の2期目の町長選の出馬に対して前向きに考えているというお話も伺っております。そこで、前回に続き再度お伺いいたします。来年7月の2期目の町長選挙に出馬する意思があるのかないのか、答弁をお願いします。

また、3月議会で井原町長の不信任決議案が提出されましたが、出席議員の4分の3には至らず否決されました。しかし、1議員欠席で13名中8名の議員が町長に対し信任できないとした。このことは、町長は重く受けとめなければならないと思います。この件について、町長はどのように受けとめようとしているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、高橋議員の質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、1点目の場外馬券発売所の件でございますけれども、なぜ決断をしないのか、その理由をということでございますが、きのうから再三再四申し上げておりでございます。行政としてはやるべきことが先にございますので、まず、その手続を先にすることが先決でございます。その行政としての手続が済んだ後に、いわゆる行政としての手続というのは、町の方向性を示すことでもありますから、町の方針が決定していないのに誘致をするということは、これはできませんので、また、誘致したくても稼働ができませんので、そういう前提となるべく用途変更をまずするというようなことです。

ただ、中学校跡地利用の問題で、場外馬券売り場だけが問題視されておるようでございますけれども、この場外馬券売り場については、利根中の跡地利用をしたいということで申し入れがあったということですから、ですからその前に、事前に環境問題やら何やらい



ろいろと精査することはそれはそれでいいと思いますけれども、それを呼ぶか、呼ばないか、なぜ決断しないかということとはまた話は別でございますので、その辺をよくご理解いただきたいと思います。

それから、学校関係も一部ございますので、教育委員会の方から一部説明したいと思えます。

町の方から、利根中学校の維持管理費について申し上げます。

施設を維持していくという考えではございませんで、無人となった施設、これは利根中学校でございますけれども、無人となった施設の維持管理費をできる限りかけることなく管理していくという考え方のもとに、施設の警備業務委託料、そのために必要な電気料、警備業務を行うための電話料、施設の火災保険料を予算計上しております。年間の総額で約89万円となっております。

また、平成19年度におきましては、体育館を台風による大雨時の避難場所として利用できるように対応した関係で、発電機の設置、また飲み水の確保、それから、水洗トイレの確保など、これは別途経費で支出しているところでございます。

それから、町長出馬云々でございますけれども、昨日も申し上げましたけれども、いろいろと今財政問題も含めて直面している課題がたくさんございます。その課題の一つ一つに今鋭意努力している毎日でございますので、1年先の出馬云々については、まだ考えてございません。

それから、8名の議員の信任できないという件でございますけれども、信任に至らない旨の議決を提出した議員からこういう質問をされても、私も答弁に困るわけでございますけれども、議員から見ればそのままストレートにこれが可決されればよかったのかなと、そういう思いがあるかと思うのですけれども、私からすれば、少しは安堵したのかなとしか答えはできません。

そういうことで、いろいろと受けとめ方はあるかと思えますけれども、さきに申し上げたとおりでございますので、今後も円滑な町政運営を阻害しないように、または住民を不安に陥れることのないように努めていきたいと考えておるところでございます。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、高橋議員のご質問にお答え申し上げます。

3点目の旧利根中、旧東文間小、旧布川小の校舎にある備品を一部住民が譲ってほしいという声がございますので、町として考えがあるかというご質問でございますが、校内の備品等につきましては、統合時に使用可否を確認し、使用可能な備品につきましては、原則すべて統合後の学校へ移動するよう指導しているところでございます。

しかしながら、旧利根中学校等の施設にはまだ一時的に保管しております使用可能な備

品が確かにございます。

今後、学校で使用されない備品につきましては、他の教育施設への使用、また公共施設への使用も進めているところでございます。

また、中には保管に不的確な備品もいまだ保管されているように見受けられるものもございます。その辺を再度確認し、使用されない備品等については、売却処分をするのか、希望があれば町民の方々に払い下げをすることなど、今後どのような処分をすれば有益なのか検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、所管の備品につきましては、有効活用と適正な処理をしたいと考えております。

続きまして、4点目の学校が廃校になった小中学校3校、すべてをそのまま維持すると維持管理費はどのくらいかかるかとのご質問の中で、現在旧布川小学校、旧東文間小学校の施設の今後の維持経費につきましては、現在、教育委員会の予算に計上してございまして、光熱水費や管理委託費などで、今年度につきましては年間約620万円を計上してございまして、なお、これにつきましては、今後必要に応じて電気の容量などを減らしていきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君。

6番（高橋一男君） それでは、2回目の質問をします。

順序は逆になりますけれども、教育委員会の方から質問いたします。

きのう事務局長の答弁ですと、現在は旧利根中の中に一時保管してあるという答弁をされましたね。それと、もう1点、5月初めにこのことを知ったということをおっしゃっております。

そうしますと、まず1点の備品を保管してあるというのは、あれは保管ですか。保管と言えますか。あの散乱しているものは、違うでしょう、保管じゃないでしょう、あれは。

それともう1点、5月の上旬に知ったと、閉校になって1年過ぎていますよね。その間、何ごともなかったように5月に知ったということは、我々4月の14日にあの中に一般住民が入って見ているのですよ。4月14日と4月30日に。住民が確認した後に事務局長がこれは大変だという考えでそうしたのか、その辺はよくわかりませんよ。しかし、きのうの答弁では、5月上旬という話をしていましたよね。じゃ1年先何をやっていたの。1年先、ほうっておいたということよ。

それと、徐々に備品を運んでおりますと言っていましたね。備品を徐々に運んでいるならば、当然1年以上も何も運ばなかったんじゃないでしょう。何回かは運んだものがあるのでしょうか。そのとき中へ入ったときに、あのぶざまな姿を見て何とも思わなかったのですか。気がつかなかったのですか、わからない、それとも業者に任せた、どうなんですか、それは。その辺、答弁してください。

なぜ1年以上も気がつかないで放置してあったのか。トロフィー、賞状、そればかりじ

やないです。あのジュースの缶のキャップがあるでしょう、あのキャップをたくさん集めれば車いすがもらえるということで、かなりの量散乱していました。通路に。あれは相当時間はかかっていると思いますよ。そういうものも確認していなかったはずです。我々が見た限りでは。その辺がちょっと答弁が、あわててそういう処理をしているのかなと私は感じるのですよ。

それと、旧布川小学校と東文間小学校の現在ある備品、どういうものがあるのか。使えるものはどういうものなのか、その辺もわかる範囲で結構ですから、そしてその後どう処理するつもりでいるのか、その辺もお答え願いたいと思います。

それから、町長の2期目の出馬のことですが、町長は一生懸命やっている面もある。私もこれは認めざるを得ないです。確かに。しかし、町長は自分の公約を守らないで、今3年ですよ、2年でやめない理由は確かにいろいろあります。行財政改革、いろいろやるものがたくさんありました。それならそれでちゃんと住民に、私はこういう約束をしましたけれども、今こういう状態なんですと、もう少し長い目で見てくださいということをやちゃんと説明して、住民のご理解を得ることが必要なんじゃないですか。違いますか。

約束したのですから、公約なのですから、長としての立場の公約、我々議員も公約といえば公約がありますけれども、町長としての立場の公約というのは、また意味が違いますから、その辺をもう少し考えた上で、じゃあ2年でやめるはずが、今3年ですから、あと1年ですよ。仮に4年やるとした場合に、その後、2期目出馬するのかもしれないのか、町長はきのうの答弁では時間がたつのは早い、1日が早いとおっしゃいましたね。本当に早いかも知れない。忙しい毎日ですから、早いなら1年は早いのですよ。1年は早い、今は自分自身のことなんですから、わからないじゃないです。私の目標はこうなんだと、何年度にはこうしたいんだと、ですから、来年の選挙にはどうしても出て、町長としてこれをやり遂げたいんだと、そのぐらいの意気込みを出してくださいよ、やるんだったら。わかりません、わかりませんじゃなく、きちっとした住民にはっきり言ってくださいよ。こういうことがあるので、これをやるまでは私はやりたいんですと、そういう意思表示はできないのですか、町長。

きのうときょうの答弁を聞いていると、全くだれが質問しても、特に場外馬券場の場合には全く同じ、それでは住民は納得しません。きのう若泉議員が言っていましたでしょう、町長に、私は与党議員として長年一緒にやってきましたと、この場外馬券場も含めてですけども、場合によっては町長、それで支持されると思っているのですかと、はっきり言っていますよ。あのことは、我々野党、私はもともと野党ですから、与党であって合併のときから一緒にやってきた議員があそこまで言うことは、かなりの言葉ですよ。私、そう受けとめました。

ですから、今回は町長が場外馬券場と大型商業施設と両方来ているんだよと、それで計画書もないのに手続ができるかということでしたよね。じゃあ、5月26日に計画書が来た

んだったら、とりあえず大型施設の説明会をやってくださいよ。住民にちゃんと内容を説明してくださいよ。きょうこの後に全協でその説明があるらしいけれども、それは我々議員に対しての説明ですから。

これは町長、前回の答弁でも説明できない理由は、計画書が上がっていないからできないと言っていましたね。計画書は上がったんですよ、今度。大型施設の方、それとやるんだったら、NRSからは計画書は来っていないけれども、現状はこういう状況ですと、この両方の説明を住民にしてくださいよ。これ住民待っていますから、この説明を、町長からの説明を、何としてもこれやってくださいよ、近々に。その辺、具体的にいつごろどうやるか聞かせてください。お願いします。

それから、町長のこれまでの答弁を聞いていますと、私も先ほど言いましたように、逃げているようにしか見えない、これは住民も同じように思っている人がたくさんおられますよ。逃げているんだと。私はただ逃げているんじゃなく、決断しない、何も言わない理由が二つあると思っています。

一つは、これは自分の選挙ですよ。来年の選挙に影響しないように状況をじっと見守っていると。下手に前向きに話をすると、どちらかにマイナスになる影響があるんじゃないかという怖さから、選挙にマイナスにならない方法を若干、それだけとは言わないよ、それだけじゃないでしょうけれども、若干それもあるんじゃないかと、これは私だけじゃない、思っている人は、私一人じゃないですからね、それを勘違いしないで。大勢の方がそう思っていますから。

もう1点は、町長自身の支持者、これまで合併の騒動で一緒になって町長に一票を入れた方、あるいは一緒になって運動した方、その町長の支持者の中にこの誘致問題に反対している人が一部いると。場外馬券場に反対している住民が一部いると、その人の、こういう言葉が適当かどうかわかりませんが、そういう人におびえているというか、そういう人の、また混乱は避けたいというふうに私は見受けるのですが、私の言っていることはまるっきり外れていますか、私はあると思いますよ。

ですから、そういう自分のことと町財政のこと、今これだけ利根町財政苦しい思いをしているのに、はっきり言えば、自分の身を捨てても町のためにやるんだという意気込み、そういうのが町長はありますか、聞かせてください。自分の身を捨ててもいいと、町のために助けるんだと、そういう意気込みを聞かせていただきたい。

それで2問目を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 利根中の件については教育委員会の方から答弁させたいと思いません。

それから、選挙の公約云々につきましては、既に3月の時点で議員が賛同役となって私

に対する不信任案が出ていますから、それはそれでそのときに解決したと私は思っています。

それから、出馬に対してははっきり物を言えないのは、いろいろ選挙に影響するから競馬場について誘致云々ということが話せないというようなことを言っていますけれども、全くこれは違いますね。議員は全くこれは認識不足ですよ。行政というのは、手続が先ですから。

6番（高橋一男君） わかってるよ。

町長（井原正光君） わかっているんだったら、そういう質問は出ないわけですよ。町の方向性が決まって初めて、誘致でも何でもできるわけですから、町の方向性が決まらないうちに、ただ競馬場だけが呼ぶか呼ばないのか、その議論をすること自体がどうも納得できない、はっきり申し上げました。

また、私は選挙というものが怖いとか何とかでなくて、そういうことを意識して競馬場の件についてしゃべっているわけではないのです。既に4月の一番当初から公共料金等の値上げ等についても議論しましょうということでお話申し上げましたので、これはこの競馬場よりももっと大きな問題ですから。ですから、そういう点をよくご理解いただいた中でご質問もいただきたいと思います。

そういう面からすれば、私はこの財政難に立ち向かうために、今、一生懸命勇気を奮ってやっているつもりです。そういうことをご理解いただければいいかなと思います。

また、二つの施設を説明しろ、説明しろと言っていますけれども、私は説明するということが、議員の皆さん方、あるいは町民の皆さん方、一つの施設については既に私もよりも視察に行ったり、いろいろな形でもって情報というのは得ていると思うのです。今後、町の方として説明するということに対しては、そういう施設が町に誘致できるか、できないか、その事業者が町に来てくれるのか来てくれないのか、そのための条件整備をいかに整えるかということ、町民の皆さん方に説明しなければならないと思うのです。それがまず第1だと思うのです。

そういうことで、まず、議員の皆さん方には特にご理解をいただきたいと同時に、また早く県の方に出す計画素案が県の審議会を通るようにひとつご協力をいただき。その上立ってご議論するのであれば、何でも私もはっきりした言葉で言えるかと思うのです。もう少し時間をいただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、お答え申し上げます。

昨日の答弁で、5月初めに初めて知ったという答弁を確かに申し上げました。ただ、この施設につきましては、きのうの町長の答弁にもございましたとおり、企画財政の方で施設につきましては管理をされております。中の備品につきましては、確かに教育委員会の

管理となっております。

私、その前にちょっと何月ごろというのははっきり覚えておりませんが、その前にも確認はしてございます。ただし、そのときにはそのような状態にはなっておりませんでした。きのうも申し上げましたとおり、そのような形になったのを確認したのは5月ということでございます。それでご理解いただきたいということでございます。

それと、旧布川小、旧東文間小の現在の残っている備品ということでございますが、初めに、東文間小学校につきましては、現在大きいものではグラウンドピアノ、それから、もともと中学校にありましたが既に使えなくなったデスクトップのパソコンが何台かございます。それと、いす等が何脚かございます。さらに、電気オルガン、これが2台ございます。それと、ランチルームの方に机といすがまだございます。東文間小につきましては、以上でございます。

それと布川小学校につきましても、オルガンがございます。それと、机、いす等がやはり残っております。それと、グラウンドピアノが1台ございます。

まだ以上のような形で一時保管をしている状況でございます。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君。

6番（高橋一男君） それでは、3回目の質問をいたします。

まず、きのうの答弁の中で町長が手続が先だと、用途変更をまず先にやるというお話をしていましたね。それで、用途変更には県の考え方が3割から4割入ってくるというお話をされたと思います。ということは、県の意見も聞き入れなければならないんだということですよ、当然。ですから時間も相当かかるということにもなるんだろうと思いますけれども、ですから、私の言いたいのは、用途変更ということは、違う目的に使うということです。学校だったものが、例えば例が挙がっているものとなれば場外馬券場とか大型商業施設に使いたいんだと、そのための変更であるということが基本でしょう、それ以外にいろいろなものも、後からいろいろな会社関係とか、これはいろいろ入ってくると思います。

だから、何にでも使えるようにするということではしょうけれども、まず、私が言いたいのは、場外馬券場はなぜ言いたいかという、これは農水省ですよ。もとは農水省の子会社がNRS、100%出資のNRSが場外競馬をするという前提で用途地域変更の手続をすることによって、例えば同じ手続でも農水省の管轄になれば、県の3割、4割の権限よりも農水省の権限が出てくるんじゃないかと、そうしますと、時間的にも内容的にも違った形で許可の出方が違うんじゃないですかと、そういうこともあり得るんじゃないですかと、たまたまNRSさんの話の中には、そういうニュアンスもちょっとあったので、私気になったのですよ。最初から場外馬券場をつくるために用途変更をしたんだと、仮にそうすれば、農水省からの指示もあると思う。そうすると、県の3割、4割の権限も、極端に言えば半減するとか、そういったやり方によって幾らでも方法はありますよ。半年

だの何カ月だの言っていなくたって。そういうことをなぜやろうとしないのか。

ですから、先ほども守谷議員がおっしゃいましたよ。同時進行でやれないのかと、片方は半年もかかる問題、それと、計画を同時に町としてこういう計画を立てようということで同時に進行していく。例えば今現在出ている2業者の説明をきちんとして、それで住民に本当に利根町にとって何が一番いいんですかということの説明した上で、いろいろなデータ集計した上で最後に決断すれば、いずれ半年ぐらいたってしまいますよ。そのうちに許可がおりてきますよ。何もしないで用途変更がはっきりしないうちは何もできないんだと、それではだめなんです。できるところからどんどんやっていく、同時進行でやっていくことということはできないのですか。そういうことを町長に伺いたい。

それと、できたら一日も早い、住民に対して、今現在本当に住民は不安ですよ、どうなるのかと、どうなるんだろうと、議会も同じ、議会もどうなるんだと、私もあしたあさって12日までの議会どうなるんだろうと思っていますよ。それ以上に住民は、反対の署名、賛成の意見、いろいろ入りまじって住民が混乱しているのですよ。極端に言えば町長が一番関心がないんだ、はっきり言って。全然関心がないんだよ。もう少し住民みたいに真剣になったら。やるならやる、やらないならやらないとはっきり言えばいいですよ。できませんと。これだけの署名が、請願が上がっている以上は、私は町長の立場として進めるわけにはいきませんと、そう言ってください。逃げとしか思えません、私は、住民がしたいことを即座に行政は対応するということが大事じゃないんですか。

場外馬券場に関しては何度言っても答えは一緒ですから、答えは結構ですから。変わらないでしょうから、違うことが答えだったら言ってくださいよ、同じだったら結構ですよ。これ以上言ってもらち明かない。

きのうの若泉議員ですけれども、同じように何度言っても変わらないんだったら、答弁は結構です。ただ、住民が真剣にこの問題に取り組んでいるということ、賛成反対は別として、住民が非常にこの問題に関心が強いということ、それでも町長は説明する気もない、用途変更待ちだと、手続が先だと逃げている、それだけですから、それがわかれば結構です。答弁してくれればしてくれても結構です。よろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えをいたします。

今、答えが同じなら結構だということでございますけれども、この企業を指定して変更するということはちょっと難しいかなと思います。

それから、なぜ県の考え方が入るかということ、県の審議会を経なければならないから県の考え方が入るということですから、町の審議会だけであれば早目に進むでしょうけれども、県の審議会を経なければならないから、県の考え方が入ってくるということで申し上

げたわけでございます。

それで、今、都市マスのプランの見直しの策定フローを県の方といろいろ打ち合わせしておりますので、課長の方から説明させますので、それでお聞きになって、なるほどそういうふうな時間がかかるんだなということでご理解いただければと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

6番（高橋一男君） 町長は決断しないの。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 私の方から旧利根中の利用問題について少しご答弁を申し上げたいと思います。

旧利根中跡地利用につきましては、有効利用、高度利用を図るために、先日、町長が利根町総合振興計画の見直しと都市計画マスタープランにつきましても、今、見直し作業に入っていると申ししていたかと思えます。確かに企業誘致ということで、先ほど高木議員からスポーツ施設、健康施設という話もありましたけれども、企業誘致ということになりますと、売却あるいは場外馬券場売り場、また大型商業施設につきましても、現在用途地域が障害となっている。これは紛れもない事実でございます。そういう意味で町長は申し上げてきたのかと私は理解しております。

初めに、都市計画マスタープランの見直しの必要性について申し上げますけれども、都市計画マスタープランの見直しにつきましては、町の上位計画であります第4次利根町総合振興計画が平成10年度を初年度といたしまして、平成32年度を目標年度として長期構想がございます。その中でおおむね5年ごとの基本計画を定めておりまして、まず、それに基づきましてまちづくりを進めていくわけですけれども、昨年度、これに基づきまして、第3次基本計画と基本構想の一部見直しを行ったところでございます。

都市計画マスタープラン、これは都市計画法では市町村の都市計画に関する基本的な方針とうたわれていますが、利根町は昭和41年に都市計画区域の指定を受けておりますので、平成4年の都市計画法の改正に伴いまして、この都市計画マスタープランを定めることとされている状況でございます。このマスタープランを定めるに当たりましては、町の基本構想、総合振興計画ですけれども、これに即したものを定めることとされているところでございます。

また、このマスタープランにおきましては、おおむね10年後の将来を予測して定めるとされておりますことから、前回平成10年度に都市計画マスタープランを策定しておりますので、本年度総合振興計画との整合を図るために見直しをするというのが計画でございます。

また、この旧利根中の跡地の用途地域の変更につきましては、現在の用途は第1種中高層住居専用地域でございまして、建築物の用途が今現在住宅と小規模な店舗以外に利用す



ることができません。跡地を有効に利用するということになってきますと、このためには用途変更がどうしても必要だろうと考えております。

この変更時期につきましては、都市計画マスタープラン見直しの作業に合わせた時期ということになるかと思えますけれども、このマスタープランにつきましては、町が作業をしていく関係で、昨日の西村議員の質問の中で町長が申し上げたかと思えますけれども、今年末に作業を終わらせたいという目標で今作業に取りかかっているところでございます。

これについては、町単独で、県と調整作業は都市計画マスタープランについては調整作業も必要となってきますけれども、用途地域の変更となりますと都市計画マスタープランと全く関係ないということではありませんけれども、都市計画マスタープランにつきましては、町の総合振興計画での変更がありましたので、それにあわせた整合性をとるために作成するということです。用途地域とはまた別な問題になってきます。

この用途地域の変更は町長も申し上げたかと思えますけれども、作業フローがございません。この用途地域変更は茨城県が決定するものでございます。ただ、先ほど町長が申し上げましたように、町の意見は100%通るわけではございません。町の意見をもとに県が決定するものですが、県の意向も入るということになっていきます。それが町の意見が六、七割、県の意見が三割、四割入るだろうといわれております。

この作業期間ですけれども、計画決定が県、県が決定しまして利根町は首都圏近郊整備地帯ということで指定地域になっておりますので、建設大臣の同意が必要になってきます。そのフローを進めますと、建設大臣の許可が、県では6カ月程度かかるのかなといっていますけれども、これはその進みぐあいによってまた違って来るかと思えます。用途地域見直しについても、フローで申し上げますと、住民の意見等公聴会等も開く場合もありますので、それが6カ月ないし8カ月と一般的にいわれております。

ですので、都市計画マスタープランと用途地域見直しは必ずしも一致するものではないのですが、ただ関連はあるということで、町としましては都市計画マスタープラン作業中に住民懇談会等をマスタープラン地域計画等策定していく中で、住民等の話し合い等も出てくるかと思えますけれども、それと並行した形で用途変更も進められればなという希望は持っていますけれども、その用途地域変更につきましては、来年の3月ぐらいには茨城県の都市計画審議会に諮問したいという考えはございます。

ですから、都市計画変更のフローとしては、6カ月ないし8カ月といわれているのが一般的でございます。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後2時25分休憩

---

午後2時36分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

9番通告者、1番能登百合子君。

〔1番能登百合子君登壇〕

1番（能登百合子君） 9番通告、1番能登百合子です。私は、高齢者医療保険について、子供達に関する問題についての2点を質問させていただきます。

初めに、高齢者医療保険についてです。

4月1日にスタートした後期高齢者医療制度は、長寿医療制度と呼び方を変えたりしながらも、まだ2カ月経過したばかりなのに、6月6日には廃止法案が参議院通過など、新聞、テレビでさまざまな問題がいられています。そもそも前期だ後期だと分けること自体気に入らないという意見から、昨日白旗議員の質問にありましたように、前期高齢者の国保天引きの配慮が足りないなど、それまで何だかよくわからんという事柄だったことが、天引きされて振込金額が減った通帳を目の前にして、一気に自分の問題になった方が多いかと思われまます。運営は広域連合であっても、直接の窓口である町へは、問い合わせ、不満、苦情、それらが多く寄せられたことと思いますが、どのような状況かをお伺いします。

次に、子供たちにかかわる問題についてですが、1番目に、統合により今まで当然のことながら徒歩通学であった一部の児童が遠距離になったため、スクールバスとして福祉バス乗合タクシーを利用しての登下校となったわけですが、子供たちの反応はどのような状況か、実際に子供たちが利用した人数などもお知らせいただきたいと思ひます。例えばここまでは徒歩通学の区域、ここからはバス通学の境目など、そのような問題はないのか、そこら辺もお伺いしたいと思ひます。

2番目は、12月議会で4月からの学童クラブの見込みをお伺いしました。その学童クラブですけれども、実施規則の中に留守家庭児童を対象と明記してあります。それで4月からの学童保育の実情、そのときお伺いしたのは布川小38名、文間小19名、文小21名、文間小19名ということでしたけれども、今現在はどのくらいの人数でなっているのか、その実情をお知らせしていただきたいのと、先ほどの学童クラブは留守家庭児童とあるのですけれども、文小で放課後子どもクラブも今既にスタートしておりますけれども、こちらの方の規則にはそのことは書いていないのですけれども、同じように学童クラブと同様に留守家庭と考えたらよろしいのでしょうか、その子どもクラブの状況の方もお伺いしたいと思ひます。

3番目は、学校給食についてです。

あれも値上げ、これも値上げ、値段は変わっていないと思えば量が減って実質値上げというような中、一般家庭でも四苦八苦しているわけですが、食育教育の重要性が強く言われていますこのごろ、育ち盛りの児童生徒に対して、原材料、燃料費等値上がりの中で、自校方式でバランスのとれた給食を提供していただくためには、並々ならぬ努力がされていることと思っております。そして、給食費については、これからその中でまだ頑張れる

程度なのか、あるいはそろそろそこら辺も考えなければいけない状況に来ているのか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、能登議員の質問にお答えをいたします。

まず、高齢者医療保険についてでございます。

後期高齢者医療制度についてのさまざまな報道があるが、窓口となる町の状況はということでございますけれども、スタートいたしました4月当初は、電話での質問や窓口で1日数十件の問い合わせがあり、窓口はかなり混乱いたしました。電話は鳴りっ放し、窓口は一日じゅうあくことがなく、混雑するという状況が続いたわけでございます。

問い合わせといたしましては、被保険者証が届かない、あるいは封筒が届いたが中に被保険者証が入っていない、後期高齢者医療の被保険者証は届いたが国民健康保険の保険証が届かないなどでありました。また、マスコミの再三の報道により、制度そのものに対する不満、批判、ひいては厚生労働省、政府与党への苦情を言っていた方も多数あったという状況でございます。

さらに、4月15日の年金支給日以降には、年金問題が解決していないのに何で勝手に年金から天引きされるのか、少ない年金でほそぼそと暮しているのに、また年金の受取額が減ってしまうというような苦情も多数ございました。

また、この時期は転入、転出、就職等による健康保険、年金の変更届とも重なり、4カ所ある窓口は常時住民への対応が続き、事務量はピークに達しましたけれども、課員全員が協力し厳しい問い合わせの対応、また説明に当たったという状況でございます。

その他につきましては、教育委員会、また担当課長から説明をさせます。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） それでは、能登議員の質問にお答えしたいと思います。

初めてのスクールバス登校となった状況はとのことですが、スクールバスの運行につきましては、第1回議会定例会で答弁しましたとおり、福祉バスと乗合タクシーを共用して運行しております。教育委員会では通学バス使用の状況を月別、学校別に、福祉バスと乗合タクシーの利用者数を集計しております。

先ほどの質問にございましたので、4月現在ですが、布川小関係の福祉バスの登校人数が336名、文間小が394名、合計730名でございます。福祉バスの下校については、布川小51名、文間小252名、小計303名でございます。全体として、福祉バスの方は1,033名利用してございます。

デマンド型タクシーの利用ですが、4月には752名がトータル利用してございます。両

方1,785名でございます。

5月につきましても、小学校に関しては福祉バスについて登校は916名、下校が337名、小計が1,253名。そして、デマンド型タクシーには923名、両方合計2,176名の児童が利用しておるとい状況でございます。

布川小学校への福祉バスの利用者ですが、押付本田の全学年及びフレッシュタウンと八幡台の1年生の23名でございますが、順調に利用しております。スクールバス利用につきましては、一、二年生が幼稚園の登園を園バスや保護者の車で送り迎えをしていた現状もありまして、親や子供の登校への不安を取り除くためにも妥当であったと考えます。

しかしながら、登校になれてまいりましたら、一度だけ徒歩の方も進めていきたいなど考えておるところでございます。

なお、文間小学校では、スクールバスの利用者が46名でございます。そのうち乗合タクシー20名については、4月7日開校式により始まりました。広報とねにも掲載しておりますが、開校式当日、町長が子供たちとスクールバスに同乗して学校に向かっております。東文間地区におきましては、依然痴漢や不審者騒動等への対応が数多く見られまして心配するような地区でもありますが、大変スクールバスは子供たちを毎日安全、安心に送り迎えする役割をしてくれています。文間小学校の職員の話では、子供たちが毎日楽しく通学していると聞いております。

昨日も実は秋葉原の事件もご存じだと思いますが、7名のとうとい命を失ったという、大変この事件驚きました。ちょうど思えば、7年前の同じ日に大阪池田小の事件がちょうどこの日だったそうです。思い返せば、本当にそういった安心、安全面についてこれから気を引き締めて、利根町においてもやっていかななくてはならないかなと考えておるところでございます。

また、子供たちは、本当に毎日遠足に行っているようで、逆に欠席者もいなくなったという話も聞いています。休めないんです、バスが迎えに来ますから。数人休む子もいたらしいのですが、今は全員出席ということでございます。

ただし、布川小学校、文間小学校でもって一人一人をチェックして乗せるということから、非常に時間がかかり大変な面があります。教職員が努力をしているところでございます。

また、教職員については、今年度県より統合小学校ということで、特別に加配の職員をいただきました。県の方に要望して少しでも、一人でも多くいただきたいということでいただいておりますので、そのような職員も加わりまして安全指導の徹底を指導しておる現況でございます。

また、地域ボランティアや保護者の方々にも立哨指導等、本当に頭の下がる思いですが、ご協力をいただいております、本当に感謝をしております。議員の中にもみずから街頭に立っていただく。私もそういう方たちを見かけております。ここで感謝を申し上げたい

と思います。

それから、2点目の放課後子ども教室の現状についてのご質問がございました。

文小学校において実施しております。現在教室には5名ほど対象者がおりました。学習アドバイザーによって勉強やスポーツ、文化活動等の指導を行っております。特に英語教育等の活動も行っておりまして、楽しく活動しておるところでございます。県の方でも注目して、ぜひ見に行きたいという要望も聞いております。

なお、コーディネーターによって児童クラブとの連携も図っております。

つまり、子どもプランとしての数は24名となりますが、できるだけ放課後子どもプランとしての活動も連携をして活動も行っているところでございます。すべてが一緒に活動できるものではございません。日数も違いますし、時間も違います。ただ、できるだけ活動できるものについては、児童クラブと一緒に活動を進めているところでございます。

また、地域ボランティアの協力も得まして、動物、植物の観察など体験活動を多く取り入れて活動を行っています。実際、近くの池などに行って動植物のそういったものについて観察をして、体験学習を取り入れているということでございます。

さらに、安全管理員もおりますので、安全管理員による見回り、そういったものを行いして、安全管理にも注意を払っておるところでございます。

すべてよいところではございませんが、今後とも問題点等を含めまして、運営について問題があれば運営委員会を開催して、その中で話し合っってよりよいものにしていきたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、私の方から学童クラブ、児童クラブ事業につきましてお答え申し上げます。

児童クラブ事業につきましては、働く親を持つ子供に対しまして、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図ることを目的に町内3校すべての小学校で実施しているところでございます。

入級児童数でございますが、5月1日現在、布川小33名、文小19名、文間小22名となっております。

開級時間につきましては、通常時が学校授業終了時から午後6時30分まで、長期休み等の学校授業休業時につきましては、午前8時から午後6時30分までとなっております。これは昨年度、入級児童の保護者の方や学校教育関係者等に参加いただき開催いたしました利根町児童クラブ運営にかかる検討会議の中で、ご意見をいただきながら、本年4月1日より終了時刻及び学校授業休業日の開始時刻について、30分ずつ時間を延長し、保護者の方のニーズにこたえ、より利用しやすい環境づくりに努めているところでございます。

議長（岩佐康三君） 追加の発言がございません。教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） もう一つ、3点目の値上げの中での学校給食の安心と安全の確保と給食の現状についてというご質問がありました。これについてお答えしたいと思います。

まず、安全と安心の確保についてでございますが、本町では自校調理方式で施設の整備が行われております。既に文間小学校と文小学校の給食室においては、ドライ方式に転換しまして食中毒被害を防いでいるところでございます。

特に調理場においては、地面に落ちました1滴のはね返りの水にO-157とかノロウイルスといった病原菌から食中毒を発生することがございます。病原菌の侵入を防ぐ努力はとてども気を使います。また、調理されたものはすべて中心温度75度以上にしていきますし、煮沸した後は8度まで下がる冷蔵庫で保管、雑菌のふえるのを防いでいるような状況でございます。このような努力によりまして、現在まで食中毒等の被害の報告はございません。

また、栄養バランスについては、栄養士さんを中心に献立会議で話し合いまして、食材についても、課題になっております地産地消を取り入れて十分検討しているところでございます。

給食費の納入については、保護者に対して文書による督促、または教育委員会職員と学校職員とで直接家庭訪問によるお願い等の努力によりまして、未納者の数がかなり減りました。家庭の経済的な理由によって給食費が未納となっている保護者の方には、修学援助制度も含めて納入できるようになった家庭もございます。

次に、原油価格高騰による小麦粉やそのほかの加工食品等の食材の値上げ、さらにチーズ、みそ、しょうゆといった値上がりをする食材も考えられますが、利根町におきましては、当面献立会議におきまして食材の選定のできる限り工夫をいただきました。小学校4,030円、中学校4,600円の現在の給食費を維持していきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君。

1番（能登百合子君） 先ほどお聞きした中で、学童クラブの方は働いているお母さんたちのあれをということで伺いましたけれども、子どもクラブの方も同様に考えてよろしいのでしょうか、まずそこを一つ確認させていただきます。

それから、最初の後期高齢者の問題ですけれども、最初、それが始まった途端に電話が鳴って、5分やそこらでは当然話は終わりませんので、30分、1時間と粘られて1人、国民年金の方も年金ダイヤルというのがありまして、そちらに電話をしなさいということになっておりますけれども、実際何遍電話をしても出ないという、出ないじゃなくて話中で通じないという現状がありまして、多分、この窓口もそういう状況で余計にいらした分がぶつかってこられたのではないかと、あれこれ、町長のお話を伺った中でも様子が想像できる混乱だったと思います。それでなくて4月は大変忙しい時期であるのに、あれこれ、それこれいろいろと、窓口全員多分お疲れになって、言葉も、うっかりすれば聞く

方は1人ですけれども、答える方は何人にも同じ答えをしているという形になりますけれども、それだけ聞く方は深刻に聞いているということだと思えるのですね。

聞く問題についても、いろいろある中では、とにかく文句が言ってみたいんだみたいな話もあるでしょうし、よくわからないのでそのところを教えてほしいんですという部分もありますでしょうし、それから、ここは絶対おかしいんじゃないかという、だれが考えてもそこはおかしいんじゃないかというような問い合わせもあると思うのですけれども、実際に窓口で直に答えをされた皆さん方は、それに対してどういう案件が一番多かったのか。わからないから聞きに来たという部分が一番多いのか、それとも、これは根本的に問題があるんじゃないかなという問題が多かったのか、そこら辺のところも、実際窓口で対応に当たられた職員の方からご報告が入っていると思うのですけれども、ぜひそこをお聞かせいただきたいと思います。

それから、子供たちの登校の問題ですけれども、何人利用してどのようなところで、今、教育長からお話があったのですけれども、年の都合なのか何の都合なのかちょっと早口についていけませんでしたので、数がはっきりとわかりませんでしたので、もしよろしければ、資料のような形でいただけるとありがたいと思います。

そして、先日、白鷺の方から四季の丘を通って布川小学校に通う子供たちと一緒にになりましたので、多分一番後ろですから副班長だと思いますけれども、6年生ぐらいの女の子に、遠くなって大変だねと聞きましたら、もうなれましたとおっしゃっていました。子供は大人が心配するよりもすごくそれに順応するのかなという思いも持った次第です。

それから、学童保育と子どもクラブの問題ですけれども、学童クラブに関しては、布川小学校と文小学校と見せていただきました。文小学校では子どもクラブと学童クラブと両方ありますので、両方を見せていただきました。

その中で、随分感じが違うなというか、これは、それを問題にするとか、責めるとかということではなくて、布川小学校では先日の学校訪問のときに校長先生が、これはしょうがない問題なのですけれども、学童が調理室を使いますので、午後にその授業を入れることができないのですよとおっしゃっていました。それから、学童のボランティアのお母さんが、今まで、まず学校の授業が終わってきたら、その都度かばんをここへ置いて、こういうふうにしてねというしつけが、そこまでしつけというほど大げさかどうかはともかくとして、そういう決まり事ができていたものが、4月になると当然新しい子供が入ってきますので、それだけでなく大変なところへ、今、間借りしているような状況にある布川小学校では、それが十分できないんですよねということをおっしゃっていました。

それは、今まであいていた教室が、統合したことによって全部ふさがってしまってあきがない現実の前に、仕方ないなという問題もあります。もしかして、そこへプレハブつくってだってやるんだよという話も聞きましたけれども、そういうゆとりもないという中でどうやったらそれを解決できるかという問題を、親の方もですけれども、町の方としても

頭の中に入れてほしいと。どうやったら差がないように、布川小学校ではこうと。

文小の学童クラブでは割とゆとりもあって、指導も行き届くだろうという感じで見受けましたがけれども、布川小学校の方は狭いところ、まして道具があって、そこへ行ったら危ない、それを使ったら危ないみたいな状況の中で、みんなそれぞれ元気な子供たちですから動き回りますので、けがをさせてはいけない、あれをしてはいけないという気配りも大変なんだろうなという感想を受けて帰ってまいりました。

それと、子どもクラブの方に関して言いますと、人数が少ない状況がありますので、コーディネーター、それを指導される方が一人一人に個人指導のような形で、ああやっているね、こうやっているねと、本当に楽しそうにやっていました。

管轄するところが違うという問題がまず1番にありますけれども、子供たちの放課後の健全な育成のためのという目的ということ言えば、同じ目的かと思うのですし、それから、親の負担も同じ中で、できれば同じような状況にしてあげたいと思うのは当然のことだと思うのですが、そういう中で、やはりそこら辺の問題も解決したいというのがあって、子ども放課後クラブという問題もできてきたのですよという説明を前回受けましたので、それから言うと、もっと交流を図って、どうやってやっていけるかというところに考えを、知恵を使っていただきたいと思うわけですがけれども、それでいきますと、現状それしか無理だなということもわかりますけれども、子どもクラブは文小の児童ということになっていますので、よその児童はそれに該当しません。そうすると、文小以外の布川小学校の児童であったり、文間小学校の児童であったり、あの放課後子どもクラブっていないということに対応できないという現実がありますので、実際にそれが実施されている文小におきましては、その分十分に堪能していただきたいと思いますので、関係教育委員会の方のお考えなどもお伺いしたいと思います。

給食費につきましては、本当に値上がり、値上がり、値上がりの中で、またバランスよく子供たちのためにという形で、一生懸命やっただけでいることは十分に承知しております。ありがたいと思っております。その中でよく、安かろうじゃないですけども、安全性にちょっと問題があって今利用できない中国野菜等の問題もありますので、いつも高木議員がおっしゃるように、地産地消、そういう身近で安全なものをたくさん使ってやってくださいという、その部分でも極力その方向でいていただきたいと思うのです。

地産地消につきましては、学校給食のみならず、町の方としても力を入れていらっしゃるものでありまして、地産地消協力店というお店で、先日初めて立派なパンフレットを拝見いたしました。ここのお店とここのお店とここのお店が利用していますという、それを見て初めて知りました。もっともっとPRを上手にして、もっと活用して、それから、住民の方としましても、地元のものを使ってやっているところを利用できるように生かしていきたいと、そのようにそのパンフレットを見ながら思ったわけですがけれども、まず、利根町はどこを見回しても田んぼですから、お米がまず一番ですがけれども、お米だけでは収



益は上がりませんという町長のお話のように、お米そのものを食べる人が減っておりますので、お米だけでは成り立たないと思います。

で、野菜ということになると、今度は量がたくさん、例えば学校給食のようにまとめてぼんとできるかということ、それも難しい話だと思います。そういう問題というのは、農家一個人の問題では到底解決できない問題でして、町の方針としまして、それに力を入れているんですよという、そののこのところをもっともっと考えていただいて、農協さんにも協力していただきまして、町はもちろん、それから生産者ももちろん、それから、消費者ももちろん、みんなそののこのところに目を向けていただいて、それで成り立っていくようなものを見つけていくという、道はちょっと長いかと思いますがけれども、でも将来的にそういうことを目指す部分というのが大変大事だと思いますので、ぜひとも協力体制のところ、できれば一番最初に学校給食というところに来るのですけれども、学校給食というのでは数がまともないとそれはできないんですよと、品物として種類はいろいろあるのですけれども、数はそろわないんですよというような状況もあるかと思いますが、学校給食は使える部分を使っていただくという形で、これも先日の学校視察のときに皆さんで学校の給食をいただいてまいりまして、このコマツナは利根町産ですよというようなお話を伺い、実際にそういう努力をしていらっしゃるということも見てまいりましたけれども、これから先、これをもっと軌道に乗せていくための努力はどのようにして考えていらっしゃるか、そこから辺のところもお伺いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、能登議員の質問にお答え申し上げます。

窓口での質問、具体的に職員からどんなことが質問があったのかということでございますけれども、後期高齢者のみを申し上げますと、75歳以上の方ということで、被保険証が届いていないよと、保険証が届いていないんだということで、従来ですと健康保険証と老人保健医療受給者証というのが2枚あったのですけれども、4月1日から後期高齢者の保険証1枚だという形で、3月中には届いているという状況でございます。

封筒を町の方で入れて、反省なのですけれども、そこに保険証在中という形がなかったので、届いてはいるのでしょうけれども、気がつかない。この保険証につきましても、国保の、後期高齢者もそうですけれども、郵便配達証明つきということで、おうちの人にちゃんと証明をもらって出しております。若干保険証の届かない、全部で1,863名が後期の対象者でありました。そこで4月9日で保険証が戻ってきたというのが12件ほど実際ありました。4月中には全部家庭の方に送ったということで、その件については了解していただいたのかなという感じはしています。

また、勘違いの面が多々多くて、封筒は届いたけれども、保険証が入っていないよとか、後期高齢者の保険証は届いたけれども、国保の保険証が届いていないよというのが、とき

に後期高齢者の方に多くありました。あと、夫婦でいて、旦那さんが後期に行って奥さんが国保に残るという方も一緒にの質問で、きのうの白旗議員にもちょっとご説明申し上げたけれども、国保に安くなるよと移ったおかげで後期高齢者になれば安くなるんだとい形だけれども、実際安くなっていないじゃないかという、納付書も一緒に届きましたので、1、2期は暫定ということで、前年度の保険料と同じ金額を提示しますので、その時点では前年と同じ額だということでございます。説明して8月の本算定のときには前年度の所得に応じて支払いますのでちょっとお待ちくださいという形は、ご説明申し上げているところでございます。

あと、苦情といいますという件でございますけれども、こんな紙っぺらではわからないよとか、扶養者であって保険料を払っていなかったのに何で払うようになってしまったのということですね。

あと、ちょうど時期が4月冒頭、4月いっぱい、マスコミ等でいろいろな後期高齢者の制度の問題について、朝昼晩、私もよく新聞を見るので、洗脳されると、なぜ老人いじめをするんだとか、そういう面は苦情ですね。

また、なぜこのような制度をつくったんだという形の苦情もありました。

ましてや、厚生労働省の方にも苦情が行くわけですね。厚生労働省の方からも我々末端の窓口の方に苦情が来まして、最終的にお前たちが決めたのだから、お前たちでちゃんとやれよという文書が来ました。職員も何言っているんだと、制度設計は国が決めて、年金から落とすのも国が決めたろうと、それを末端の市町村が決めたかのように、実際は制度上は普通徴収でもいいですし、年金でもいいですし、ただそういう面もあったので、何か厚生労働省逃げているなという率直な職員の意見もありました。

あと、年金問題が解決していないのに何で勝手に落とすんだということがありまして、やはり何人かの方が年金特捜便という形で、変更をかけて年金が支給されたという方がいますので、そこら辺がまだ住民の方に納得していないということでございます。

あと、これも大体5月、連休が終わったところにやっと皆さんに納得していただいたということで、やはり4月1日、3月の下旬から国保の納税見直し者の納税相談をやっていますので、そこら辺から随分窓口4カ所ほどありますけれども、連日相談に来ていただいた。なおかつテレビ等のことで、テレビで役場に行かないと損だみたいな、何しに来たのですかと言うと、テレビで役場に行けということがあったので来ましたということで、やはり我々もいろいろなとね広報紙、並びにチラシ等でご説明申し上げているのですけれども、我々担当している職員、後期高齢は二人ほど担当しているのですけれども、窓口は全部で対応したり、電話で対応しますので、勉強会をしながらやっています。

私も出たことがあるのですが、やはり、制度を広報紙6回、並びにチラシ等をやっているのですけれども、これを全部制度の後期高齢者の皆様に申し上げてもなかなか理解していただけなくて、実際老人医療費が多くなったよと言っても、皆さんわかっていただけな

い。実際私の年金は幾らになるのというのが実質多かったですね。ですので、年金につきましても家族構成だとか、夫婦二人だとか、国保に残るとかという軽減措置もございまして、はっきり本算定ができるまではお示しできないというのが実情でございます。

ですので、当初に今議会で軽減世帯ですね、扶養だった人が軽減されるという、これは8月から実際施行されますので、そこら辺がまだ我々の説明不足というか、整理しますとなかなか細かい字になりますので、一人一人丁寧に電話の受け答え、窓口に対しても時間をかけてわかるまで説明していくのが一番の得策かなということで、今考えてございます。

冒頭、ヒアリングに際しましても町長とも話して、どうしても電話の対応、窓口で職員がかかりっきり、昼も、通常一人順番でいるんですけども、四、五人は必ずいて待機していたというのが、この1カ月だったです。

ですので、今度新しい制度ができたときに、制度を説明できる専門のスタッフあたりが来ないと、なかなか住民の方に説明できないのかなという感じでございますし、ただそれが新しい人に制度説明するといっても、なかなか細かくて理解してもらうのにまた時間がかかりますので、とりあえずは住民の来た方に懇切丁寧に理解していただくまで説明しようかなと思っておりますし、今度、普通徴収が始まりますので、そのときにも窓口に来て理解していただくまでご説明していきたいなと考えております。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 何点かご質問がございましたので、それにお答えしたいと思います。

まず、放課後子ども教室のあり方についてでございますが、学童クラブとの違い、確かにわかりにくいところがございます。もう一度話をしてみたいと思います。

放課後子ども教室の方ですが、子供たちが地域社会の中かで心豊かに健やかにはぐくまれる環境を推進するために、子供たちの安全・安心な活動拠点、いわゆる居場所づくりが求められておりました。そのため、文部科学省では、放課後子ども教室推進事業というのを創設しまして、放課後、特に小学校の余暇教室を活用して地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することになったということで始まったわけでございます。

補助金の方も、国から3分の1、県から3分の1、町から3分の1という活動をしています。

また、この事業が少子化対策ということで極めて重要でありまして、いわゆる厚生労働省の放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブ、これとの一体的な連携をした総合的な放課後子ども対策、それが両方合わせたものを子どもプランと称して推進しております。

本県ではまだ十分になされていないところもございまして。この近辺でも、例えば河内町など1週間に1回、それから、大洗町では数回ということで、回数的にも少ないような地

区がたくさんございますが、本町では月曜日から木曜日まで実施しているわけでございます。

このような、いわゆる二つを結びつけてやっているという状況でございますが、どちらかというと、子ども教室の方がいろいろな面でよいのではないかとございますが、現在のところは5名ということでやっているような現状でございます。これからますますふえてくるのではないかと考えております。

それから、二つ目に、先ほど通学バス使用状況ことですが、集計表、私、大変早口で言ってしまったものですから、資料等がございますので、後で差し上げたいと思いますので、ご活用いただきたいと思っております。

それから、3点目に布川小での施設の問題等が出ておりました。これは学童クラブの方に関係していると思うのですが、よく地域の方々から太子堂小学校555名で出発して、現在の数は400名なのに何で空き教室がないんだということで、大変質問が集中して、個人的にもいろいろなの方々から聞かれました。

実は教室については、その後、555名から出発して、それから、100名ほどに減少したわけでございます。その間、空き教室の利用ということでいろいろな施策を行いました。図書館をつくったりとか、コンピューター室をつくったり、ランチルームをつくったりということで、いろいろなものができたわけでございます。そのようなものも、元へ戻すような形で現在進めているわけでございますが、ただ、かつてなかったものに、私特に力を入れているのですが、いわゆる特別支援学級というのがございます。これは、本当に特別支援学級、人数的には少ないのでございますが、1学級4名程度でございます。本当に普通教室においてはいろいろな障害を持った子供たち、LDの学習障害とか、ADHD、いわゆる注意欠陥多動性障害、それから、高機能自閉症、そのようなものも含めて、障害のある児童生徒が自立や社会に向けての一人一人の教育のニーズを把握して、その持てる力を高めて生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育指導を通して必要な支援を行うもの、そのような特別支援学級というのがございます。

ことしも、その特別支援学級をぜひ県の方に要望してつくっていただきたいということで、統合布川小学校に情緒学級が2学級、そして知的障害、旧布川小学校から引き継いだ今までの知的障害という3学級をふやしているわけでございます。

そして、その3学級ふやすと同時に、そこに1名の職員を県の方から当然いただいております。そのようなことで、手厚く学校教育の方を進めておるような現状でございます。

大変そういう関係から施設が少なくなって、学童クラブについては、家庭科室というところを使っていることとございますが、できる限り施設の方も充実して、福祉課の方とも協力し合って、話し合って進めていきたいと考えているところでございます。

なお、子ども教室について、先ほど文小だけでやっているとお話ございましたが、9月に全区から入級を募集します。9月の広報に掲載する予定になっておりますので、全小

学校が子どもプランの方には来ていただくということにしてありますので、ぜひご利用になっていただきたいと思いますと思っています。

それから、四つ目の給食の関係について、第1回するときにも高木議員にも答弁しました。地産地消の問題、できる限り地元産を使っていきたいということを話しました。これは、現在でもできるものは使うようにしております。ただ、農協の関係は、今年度ちょっとうまくいかなかったものですから、来年度あたりからは農協とも当然手を組んで、地元のものを入れていくということで、これから学校給食運営協議会というのがございますので、そのような協議会で話し合っ、私の方からも、教育委員会の方からも各学校の方に指導していきたいと思っています。

議長（岩佐康三君） 経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長（石井博美君） 今ご質問にありました地産地消の件ですが、我が経済課でも地産地消を進めているわけですが、その中の大きな柱としまして食育がございます。それで、今、子供たちにも農業に関して関心を持ってもらおうということで進めておりますが、先ほどの給食の問題であります、今現在、農協の野菜部会と教育委員会の栄養士さんの会議を持って話を進めているところでございます。

というのは、先ほど議員が言いましたように、量的な問題がありまして、利根町の野菜を供給するにはある程度の量を確保しなくてはいけないので、その辺の話を煮詰めまして、計画生産という方向に持っていきたいと考えております。これにつきましては、今月中にまた会議はあるということで、今進めているような状況でございます。

あと、現在の地産地消の行動でございますが、先日、町長からお話がありましたように、地産地消推進協議会を巻き込んだ地場産業推進協議会がございまして、そこでもって利根町のものを皆さんにPRして、どんどん売り込んでいこうという活動を現在しております。ともかく、子供たちに対しては、地産地消のリーフレットでもお知らせしましたように、地元のものを食べれば体にもいいんだよというリーフレットを第2回目のお知らせということで発行しております。以上のように、ともかく食育の方にも力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君。

1番（能登百合子君） それでは、3回目の質問というほど大層なことではないのですが、今、後期高齢者の件につきましてこのような問題が窓口ではこういうことということで、実際私も近くの団地の中で該当する方に何人か伺ってみたのです。そうしたら、実際に75歳以上で80歳、90歳となって自分では子供にみんな任せてあって、私が全部管理しているですよというお嬢さんがおっしゃったりとか、おばあちゃん今度こういうふうになったからねと言うと、わかったというような状況とか、そういう状況もありますので、当人が75歳という呼び方がけしからんというような元気なお年寄りとはともかくとして、実

際の後期高齢者に該当する方で、自分ですべて管理していらっしゃという方が少なくなっている部分もありますので、テレビの報道などで、保険証を仮になくしてしまっても、破ったとか、なくしたとかという場合でもまた再発行しますからみたいな話があったときに、自分としてはこういう保険証を思っていましたので、何であんなものがなくなるんだろうな、破ってしまうのんだろうなという感覚を持っておりましたけれども、現物を見せていただきましたら、封筒に入っていて、それを切り取った部分が保険証としてなるのですよということで、これだともしかしからなくしてしまった人がいるかなしれないなということも思いました。

ですから、先ほど課長がおっしゃいましたように、国で決めておいて、いろいろ文句の受ける部分は全部窓口みたいな状況の中で、町の窓口は本当に一生懸命頑張っていると思います。その中でもまたわからないことを、年寄りですから何回も聞いたりという状況があると思います。そして、きのう白旗議員の質問の中に説明不足というのと、それから、どういうふうに言ったらわかってもらえるかという部分だとか、なかなか難しい問題がありますので、課長おっしゃるように、本当に一人に一つ、詳しく話していくのが結果的には一番の近道かと思います。大変なことですけれども、当人たちにとってみれば、年金から引き落とすにしたって、自分で払いに行くにしたって、金額は同じなのでしょうと、同じだったら、きのう白旗議員もおっしゃっていたように、年金から引いてくれる方が手間がなくていいわなというお考えの方もあると思いますけれども、それはある程度年金がある中の方がおっしゃることだと思うのですね。年金が15日に入ったときには、とりあえずその年金でこれとこれとこれを済ませて、それから、月末ほんの少しだけあれこれのお金が入ってくる、その部分でこれを賄おうみたいな、ぎりぎりの生活をしている部分でいうと、金額は同じでも年金から引かれるか、自分で払うかは大変大きな問題がありますので、そういう実情もあることもわかっていただいて、その中で根気よく、優しく、わかりやすく対応していただけるように、いずれ私もその年代になりますときに、そういう対応がしてほしいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、放課後子ども教室のことについては、放課後子ども教室というのは、目的はこういうことだと、こういうふうにやっておりますというお話を何回もお聞きしましたので、そここのところで混乱しているつもりはないのですけれども、実施規則の中に、児童クラブの方はこういうふうに書いてあったけれども、こっちの方には書いていなかったの、それを教えてくださいねということをお伺いしたところでございます。

議長（岩佐康三君） 能登さん、時間が過ぎましたので、簡潔にまとめてください。

1番（能登百合子君） そうということで、特にこれこれこうこうですということではなく、子供たちのため、あるいはお年寄りのため、町も一生懸命頑張っている中で、協力してやっていけることをやっていきたいということ、みんなが思うような状況になったらいいなということをお願いして終わりにしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 能登百合子君の質問が終わりました。  
以上で、通告による一般質問はすべて終了いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第2、休会の件を議題といたします。  
お諮りいたします。

あす6月11日は議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、あす6月11日は議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、6月12日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時37分散会